平成26年度補正

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）

公募要領
（三次公募）

一次公募とは受付・審査方法が異なっているので注意すること。

平成27年7月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人　環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。
従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。

2. SIIから補助金の交付決定を通知する前において、着手した場合には、補助金の交付対象とはなりません。

3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10．95％の利率）を加えた額を返還して頂くことになります。
   併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させて頂きます。

6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号　最終改正：平成14年12月13日法律第152号）の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

※一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）」は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる住宅（以下、「ZEH」という）を新築する、ZEHの新築建売住宅を購入する、または既築住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものです。

INDEX

1 事業概要

1－1 趣旨 …… 5
1－2 事業内容 …… 5
（1）補助金名 …… 5
（2）事業規模 …… 5
（3）補助対象となる事業者と住宅 …… 5
（4）交付要件 …… 5
（5）補助対象となる設備等 …… 6
（6）補助金額 …… 6
（7）事業期間 …… 7
（8）説明会の実施 …… 7
（9）重要事項 …… 7

2 事業要件

2－1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧 …… 9
2－2 エネルギー計測装置の要件 …… 11

3 事業の実施

3－1 公募 事業スケジュール …… 13
3－2 公募～交付決定 …… 15
（1）事業の公募 …… 15
（2）申請 …… 15
（3）手続代行者について …… 15
（4）審査 …… 15
（5）交付決定 …… 15
3－3 補助対象事業の開始～完了 …… 16
（1）補助対象事業の開始 …… 16
（2）中間検査（現地調査） …… 16
（3）補助対象事業の計画変更 …… 16
（4）事業完了日 …… 16
3－4 実績報告～補助金支払 …… 16
（1）実績報告及び補助金の交付の確定 …… 16
（2）完了検査（現地調査） …… 16
（3）補助金支払 …… 16
（4）事業成果の公表 …… 16
（5）使用状況の報告 …… 17
（6）取得財産の管理等 …… 17
（7）交付決定の取消、補助金の返還、罰則等 …… 17
3－5 注意事項 …… 18

INDEX

4 申請の方法

４－１ 申請方法 …… 21
（１）申請書提出先及び問合せ先 …… 21
４－２ 一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法 …… 22
４－３ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について
<H25年基準による申請の場合> …… 23
【参考資料】外皮面積算出における図面の作成例 …… 31
４－４ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について
<事業主基準による申請の場合> …… 35
４－５ 提出書類一覧表 …… 39

5 交付申請書及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類 …… 41

6 よくある質問と回答

…… 58

7 参考資料

■（別表１）地域区分・暖冷房方式別の按分比率 …… 61

■空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー
消費削減量（省エネ量Ｄ）の詳細 …… 62

8 エネルギー計算算定要領

■ エネルギー計算算定要領 …… 69

■ 外皮計算を外皮平均熱還流率（UA値）で計算し
住宅事業建築主の判断基準の算定用プログラムを
用いてエネルギー計算する方法 …… 74

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指すべく、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる住宅（以下、「ZEH」という）を新築する、ZEHの新築建売住宅を購入する、または既築住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものです。

1-2 事業内容

（1）補助金名

平成26年度　住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金　（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）

（2）事業規模

約20億円

（3）補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者（以下、「申請者」という）は、新築住宅の建築主、新築建売住宅※1の購入予定者、または既築住宅の所有者に限ります。
また、「暴力団排除に関する誓約事項」（P45参照）に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。
補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限ります。

① 申請者が常時居住する住宅。（住民票により確認）
（注）既築においては、申請時に住民票の提出を求める場合があります。
② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がP9～P10 2-1 「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」の要件を満たしている場合には申請することができます。
③ 既築の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。（登記事項証明書の提出を求める場合があります）
④ 新築建売住宅※1の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に、申請者が居住する場合は、その自宅部分のみ申請することができます。

（4）交付要件

次の①～⑧の全要件に該当すること。

① 申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量※2が正味（ネット）でゼロ以下であること。
エネルギー計算は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）」（以下、「H25年基準」という）に準拠した計算とすること。→ P22参照
但し、「事業主基準」※3による評価方法も暫定的に認めます。
② 申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量※2（太陽光発電による創エネルギー分を除く）が、H25年基準、あるいは事業主基準における基準一次エネルギー消費量※2に対して20％以上削減されていること。
③ 一定の断熱性能を満たすこと。 → P9～P10参照
④ 導入する設備が一定の要件を満たすこと。 →P9～P10参照
⑤ 既築の場合は、改修によりP9～P10に記載する「導入を必須とすること」を原則すべて新たに導入すること。
⑥ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。 → P11参照
⑦ 定期的なエネルギー使用状況の報告ができること。 → P18参照
⑧ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステムを導入すること。※4
・新設する太陽光パネルの公称最大出力の合計が10kW未満であること。又はパワーコンディショナの定格出力が合計で10kW未満であること。
・既築においては、既設の太陽光発電システムも認めます。
（注）売電を行う場合は余剰買取方式に限ります。＜全量買取方式は認めません＞

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅
※2 空調（暖房・冷房）・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量
＜その他の一次エネルギー消費量（家電分等）を除く＞
※3 省エネ法に基づく、「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」
（平成21年1月30日経済産業省・国土交通省告示第2号）
※4 以下のとおり、平成27年4月1日以降に太陽光発電システム等の再生エネルギーによる発電システムと系統とを接続しようとする場合には、出力制御を行うための機器の設置が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。

＜ご参考＞ 関連法令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（抄）
（平成27年1月22日一部改正.平成27年4月1日施行）
（平成二十四年経済産業省令第四十六号）（抜粋）（接続の請求を拒むことができる正当な理由）

第六条 法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

三 当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の制御に関し次に掲げる事項（第七号及び第九号に掲げる場合にあっては、ホからチまでに掲げる事項）を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

チ 接続請求電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。

＜ 本件に関するお問い合わせ ＞
資源エネルギー庁 （新エネルギー対策課TEL:03-3501-4031）もしくは各電力会社へお願いいたします。
※公募に関するお問い合わせは、TEL：03-5565-4081（平日10：00～17：00）へお願いします。

（5）補助対象となる設備等

① 補助対象

補助金交付の対象は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」（P9～P10）に「該」と記載するものとなります。

② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号 最終改正：平成14年12月13日法律第152号）（以下「適正化法」という。）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。） と重複する対象費用を含めないで下さい。
国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入して下さい。
国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10．95％の利率）を加えた額を返還していただくことになりますのでご注意下さい。
国土交通省の「省エネ住宅ポイント」に申請している、または申請予定の住宅は、ポイントの発行と重複して本補助金の交付決定はされないのでご注意下さい。

（6）補助金額 ※

定額130万円 （地域区分・建物規模によらず全国一律）
※但し、「寒冷地特別仕様」（1，2，3地域において高断熱外皮の性能がUA値0.25以下、またはQ値1.0以下の場合）は、定額150万円

（7）事業期間

① 公募期間 ： 一次公募 平成27年 3月20日 ～ 平成27年4月30日 終了
二次公募 平成27年 5月 8日 ～ 平成27年5月27日 終了
三次公募 平成27年 7月 1日 ～ 平成27年7月24日 17時必着

② 交付決定 ： 三次公募 平成27年 9月中旬予定

③ 事業期間 ： 一次公募受付分 一次交付決定日 ～ 平成27年 11月15日（日）
二次公募受付分 二次交付決定日 ～ 平成27年 12月15日（火）
三次公募受付分 三次交付決定日 ～ 平成28年 1月15日（金）

④ 事業完了報告 ： 事業完了日から30日以内又は
一次公募受付物件 平成27年 11月25日（水）17時必着
二次公募受付物件 平成27年 12月25日（金）17時必着
三次公募受付物件 平成28年 1月25日（月）17時必着
※事業完了日とは、補助金に係る工事が完了した日もしくは工事代金の支払完了日のどちらか遅い日付を指します。
但し、新築建売住宅においては引渡日もしくは住宅の購入代金の支払完了日のどちらか遅い日付を指します。

（注） 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意下さい。

※事業スケジュールの詳細はP13～P15の事業の実施を参照して下さい。

（8）説明会の実施

二次公募及び三次公募では、説明会は実施しません。

（9）重要事項

① 新築建売住宅による申請者は、事業完了日※までに補助対象となる住宅の引渡しを受け、所有すること。
補助対象事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅を所有していない場合は補助対象外となります。

② 交付決定日以降に本事業に着手すること。

③ 補助対象設備等は新品を採用すること。

④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（P45参照）に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消などの措置をとります。

⑤ 1つの物件に対して、1件の申請のみ受け付けます。
同じ建物に対して、複数の申請がある場合は、すべての申請を認めません。

P19「注意事項」を必ず確認して下さい。

2. 事業要件

2 -1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧
＜H25年基準による申請の場合＞

エネルギー計算に「事業主基準」を採用する場合
のある項目の要件は Ｐ１０「別表」に従うこと

設備等の種類				要件	補助対象	要件となる基準
全体共通				●		・ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「H25年基準」または「事業主基準」における計算に準拠した評価方法（P 22参照）により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下であること。 ・ 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
断熱	高断熱外皮			●	該	地域区分：1・2・3地域／4・5・6・7地域／8地域 断熱区分（UA値）：0.4以下 ※1／0.6以下／基準値なし 地域区分：1・2・3・4地域／5地域／6地域／7地域／8地域 冷房期の平均日射熱取得率（ηA値）：基準値なし／3.0以下／2.8以下／2.7以下／3.2以下
省エネルギー設備	空調設備	暖房冷房設備	高効率個別エアコン（マルチエアコンも可）	●※2	該	・ 主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分（い）を満たす機種であること。 （http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf の 表A. 2参照）
		暖房設備	パネルラジエーター		該	・ 以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの ② 熱原設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用すること。
			温水式床暖房		該	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの ② 熱原設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用し、床の上面放熱率を90%以上とすること。
			ヒートポンプ式セントラル空調システム		該	地域区分：1・2・3 地域／4 地域／5・6 地域／7 地域／8 地域 COP：3.0以上／3.3以上／3.7以上／基準値なし
			空気集熱式太陽熱利用システム		該	―
		冷房設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム		該	地域区分：1・2・3 地域／4 地域／5・6 地域／7 地域／8 地域 COP：基準値なし／3.3以上
	給湯設備		電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）	●※3	該	・ JIS基準（JIS C 9220）に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が3.0以上 但し、寒冷地（1・2・3 地域）の場合は2.7以上であること。※4
			潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）		該	・ エネルギー消費効率が94%以上（暖房給湯兼用機にあっては93%以上）であること。 ※5
			潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）		該	・ エネルギー消費効率が94%以上（暖房給湯兼用機にあっては93%以上）であること。 ※5
			ガスエンジン給湯機（エコウィル）		該	・ ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
			ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）		該	・ 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 ・ 電気式ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期）のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。
			太陽熱利用システム		該	・ 太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること （蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
			燃料電池（エネファーム）			・ 固体高分子形燃料電池（PEFC）について、JIS基準（JIS C 8823：2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が33%以上（高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上）及びLHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。 ・ 固体酸化物形燃料電池（SOFC）について、JIS基準（JIS C 8841：2010小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が40%以上（高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上）及び、LHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。 ・ 上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。
	換気設備（24時間換気に係るもの）			●	該	・ 温度（顕熱）交換効率65%以上の熱交換型換気設備。または比消費電力が0.4W/(㎥/h)以下であること。
	照明設備		LED照明	●※6	該	・ LEDが光源であるもの
			蛍光灯		該	・ インバータータイプで100（lm/W）以上のもの

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	●		－
エネルギー計測装置		●		・ エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 ・ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 詳細はP11「エネルギー計測装置の要件」参照

●：本事業で導入を必須とすること
該：本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

※1 「寒冷地特別仕様」の場合は高断熱外皮の断熱区分UA値を0.25以下（Q値の場合は1．0以下）とすること。

※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1、2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。

※3 いずれかの設備を導入すること。

※4 電気ヒートポンプ給湯機を導入する場合
「事業主基準」算定用WEBプログラムを使用する際は下記の要領になります。
・ カタログに「年間給湯効率（JRA）」に依るAPFが併記されている場合はその値を入力して下さい。
併記されていない場合は以下の換算式によりAPFを求めて下さい。
＜追焚・保温機能を有する機種（フルオート）＞ APF＝年間給湯保温効率（JIS）＋0.3
＜追焚・保温機能がない機種（セミオート・給湯専用）＞ APF＝年間給湯効率 （JIS）＋0.2

※5 給湯機のJIS効率（算定用WEBプログラムの入力は下記の要領になります）
JIS効率は、対象機器のJIS S 2075に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を入力して下さい。
設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には
・ 潜熱回収型ガス給湯機（追焚あり）の場合はエネルギー消費効率6.4％を引いた数値をJIS効率（％）として入力して下さい。
・ 潜熱回収型ガス給湯機（追焚なし）の場合はエネルギー消費効率4.6％を引いた数値をJIS効率（％）として入力して下さい。
・ 潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1％を引いた数値をJIS効率（％）として入力して下さい。

※6 住宅設備機器に付属する照明を除く。

【別表】 設備等の要件及び補助対象設備等 ＜事業主基準による申請の場合＞

「事業主基準」により外皮の性能をQ値で計算する場合、高断熱外皮は本別表に従うこと。

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準						
断熱	高断熱外皮	●	該	地域区分	1・2 地域	3 地域	4 地域	5・6 地域	7 地域	8 地域
				断熱区分（Q値）	1.4以下 ※1		1.9以下			3.7以下
				夏期日射取得係数	基準値なし					0.04以下
				【外皮計算上の注意】 Q値計算には、熱交換型換気の効果による見かけの換気回数を見込まないこと。						

2 -2 エネルギー計測装置の要件

【本事業で導入するエネルギー計測装置の要件】

① エネルギー計測装置は、1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
② 計測ポイントは以下の条件を満たすこと。
③ エネルギー計測装置に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。
④ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。

	機能区分	設備項目	
計測ポイント	電力使用量※1の計測・取得※2（表示できることを前提とする）	住宅全体	●
		空調設備※3	○
		太陽光発電システムの発電量・売電量	●
		ヒートポンプ式給湯器（エコキュート等）	○
		ガスコージェネレーションシステムの発電量	○
		蓄電池システムの蓄電量・放電量	○
	使用電力 計測・取得間隔※4	30分以内	●
	データ蓄積期間※5※6（表示できることを前提とする）	1時間以内の単位 1カ月以上	●
		1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:機器設置の場合は必須

※1 積算消費電力量（Wh）または消費電力（W）。
※2 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
※3 主たる居室に設置する空調設備の電力使用量データを取得することができること。
※4 積算消費電力量（Wh）または消費電力（W）の計測または取得間隔。
※5 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 三次公募事業スケジュール

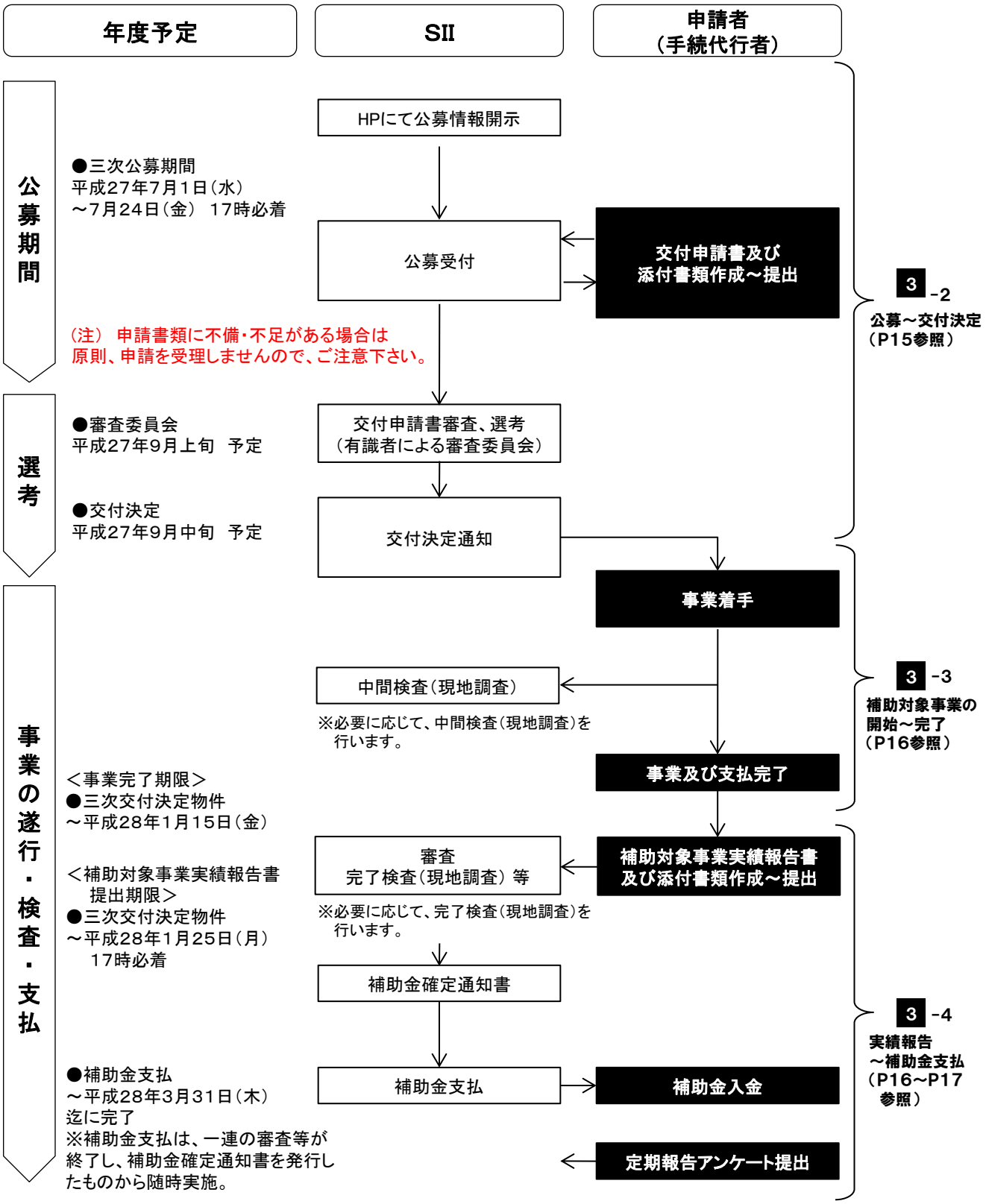

3 -2 公募～交付決定

（1）事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIのホームページ（http://sii.or.jp/）に公募記事を掲載します。

（2）申請

申請者は、P41以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類（P39「提出書類一覧表」）を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先（P21「申請書提出先及び問合せ先」）に送付して下さい。
（原本の写しは手元に保管のこと）

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意下さい。

（3）手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの（以下、「手続代行者」という）は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行って下さい。
手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応して下さい。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

※注意事項・・・ 3 -1～5 事業の実施について、手続代行者は申請者の充分な理解を得られるように説明を行って下さい。

（4）審査

① 審査方針

応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 年間の一次エネルギー消費削減率（太陽光発電システムの創エネルギー量を除く）

基準一次エネルギー消費量に対しての太陽光発電システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率の評価を行います。

2. その他の加点要素

（1） H25年基準のエネルギー計算を用いて申請を行うことによる加点
（2） 住宅の断熱性能
（3） 審査委員による加点（省エネ設計技法の導入など）

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の有識者で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助対象事業者の選定

審査項目の年間の一次エネルギー消費削減率（太陽光発電システムの創エネルギー量を除く）、その他の加点要素を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、評価点を算出します。
事業規模を超える申請があった場合は、評価点の高いものから順次補助対象事業者を選定します。

（5）交付決定

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。（交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消となる場合があります。）
なお交付決定の通知を受けた申請者（補助対象事業者）は、交付決定通知書と同時に配布される「関連書類作成要領書」を参照し、関連書類を作成して下さい。

※申請手続きを手続代行者が行う場合は、手続代行者が関連書類を作成して下さい。

① 交付決定については採択、不採択に関わらず審査の結果を申請者に通知します。
② 「関連書類作成要領書」は、手続代行者を介した場合は手続代行者に送付し、手続代行者を介さない場合は申請者に送付します。
尚、手続代行者を介した場合は「関連書類作成要領書」は送付いたしません。

（注1）審査に関する個別の問合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承下さい。
（注2）国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることを条件に交付決定します。

3 -3 補助対象事業の開始～完了

（1）補助対象事業の開始

交付決定日以降に、事業に着手して下さい。

（2）中間検査（現地調査）

① 中間検査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
SIIは必要に応じて中間検査（現地調査）を行いますので、必ずご協力下さい。
② 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消となる場合があります。
③ 不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となります。

（3）補助対象事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

（4）事業完了日

※事業完了日とは、補助金に係る工事が完了した日もしくは工事代金の支払完了日のどちらか遅い日付を指します。
但し、新築建売住宅においては引渡日もしくは住宅の購入代金の支払完了日のどちらか遅い日付を指します。

3 -4 実績報告～補助金支払

（1）実績報告及び補助金の交付の確定

補助対象事業者は、事業が完了したら、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出して下さい。
SIIは、完了報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、
補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。

（2）完了検査（現地調査）

① 完了検査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、
補助金の交付を確定するためのものです。 SIIは必要に応じて完了検査（現地調査）を行いますので、
必ずご協力下さい。
② 完了検査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取消となり、補助金の支払いが
できない場合があります。
③ 不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となります。

（3）補助金支払

SIIは、補助金確定通知書にて補助対象事業者に補助金交付確定を通知した後、補助金を支払います。

（4）事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

（５）使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、下記の報告が必要となります。
※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で公表させて頂く場合があります。

① 補助対象事業終了後（定期報告アンケート）
補助対象事業者は、補助対象事業終了後3年間、半期毎にエネルギー使用量（電力、ガス、灯油等）及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告アンケート」により報告して頂きます。
また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力して頂くことがあります。
※報告先が変更される場合は、前もってご連絡を差し上げます。

第1回 定期報告アンケート提出期限 ： 平成28年10月末日（報告対象期間：平成28年 4月～平成28年9月分）
第2回 定期報告アンケート提出期限 ： 平成29年 4月末日（報告対象期間：平成28年10月～平成29年3月分）
第3回 定期報告アンケート提出期限 ： 平成29年10月末日（報告対象期間：平成29年 4月～平成29年9月分）
第4回 定期報告アンケート提出期限 ： 平成30年 4月末日（報告対象期間：平成29年10月～平成30年3月分）
第5回 定期報告アンケート提出期限 ： 平成30年10月末日（報告対象期間：平成30年 4月～平成30年9月分）
第6回 定期報告アンケート提出期限 ： 平成31年 4月末日（報告対象期間：平成30年10月～平成31年3月分）

（６）取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助金受領日から6年以内に取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消、加算金（年利10．95％）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。
SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

（７）交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。
① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。
※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）
最終改正：平成14年12月13日法律第152号

＜個人情報の利用目的について＞
取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。
その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。
また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3 -5 注意事項

申請者、手続代行者は、以下の点に注意して下さい。

【交付申請時に関して】

① 交付申請書は**1物件に付き1申請**とします。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。
また、同じ建物に対して複数の申請がある場合は、すべての申請を認めません。

② 申請者は申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。
（**別荘、セカンドハウス等は補助対象外**）

③ 申請後に申請者の変更は原則として認めませんが、内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。なお、**年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については認めません**。

④ 申請後に手続き代行を行う法人の変更は原則として認めません。

⑤ ①②を満たしかつ各戸が補助対象要件を満たしている二世帯住宅であっても、**各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請**とします。（場合により区分登記された表示登記書の提出を求める場合があります）

⑥ 手続代行者を介さない場合は、平日の日中（10:00～12:00、13:00～17:00）に必ず連絡が取れること。

【その他】

① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者と施工会社等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。

② 申請者、手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をして下さい。

不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを充分に認識した上で、適正に手続きを行って下さい。

（注）表紙裏面 “補助金の交付申請又は受給される皆様へ” をご確認下さい。

4. 申請の方法

4 -1 申請方法

・SIIホームページ（http://sii.or.jp/）より「様式」をダウンロードし、提出に必要な交付申請書及び添付書類を作成して下さい。
・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、原本の写しを控えとして手元に必ず保管すること。

①ホームページ

・様式をSIIホームページの三次公募より、ダウンロードする。

↓

②交付申請書及び添付書類作成

・交付申請書及び添付書類を作成する。

↓

③提出書類をファイルにまとめる

・提出書類を、提出書類一覧表の順に「固定式クリアファイル（A4）」にファイルする。

・表紙が透明なファイルを使用する。

・書類番号ごとに、クリアポケットに書類を封入する。

・書類は表面をそろえてクリアポケットに封入する。（見開きレイアウトにしない）

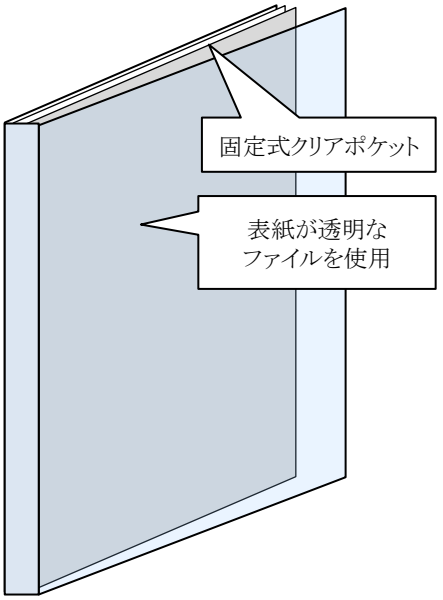

↓

④SIIへ送付

・交付申請書に捺印し、全ての添付書類と一緒に原本を送付する。
（原本の写しを控えとして手元に必ず保管すること）

（1）申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成26年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（補正予算に係るもの）』 申請係

※「交付申請書在中」と必ず記入して下さい。 7月24日（金） 17時必着

【発送の注意事項】

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。
配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付して下さい。
※申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、
郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないので注意すること。
※申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

【問合せ先】

TEL：03-5565-4081 （10時～17時 平日のみ）

4 -2 一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法

エネルギー計算の注意事項

申請する住宅の一次エネルギー消費量・削減量の算出は、省エネ法「H25年基準」をもとに行って下さい。
（「事業主基準」によるエネルギー計算の方法はP35以降を参照して下さい）

「H25年基準」に関する詳細は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（独立行政法人　建築研究所）」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説（住宅編）」を参照して下さい。
＜解説＞　http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf
＜設計一次エネルギー消費量算定方法＞　http://www.kenken.go.jp/becc/house.html

■一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法

要件①　申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量※1（A）がゼロ以下であること

（A）＝（B）－［（C）＋（D）］≦0
（B）：基準一次エネルギー消費量 ※1
（C）：断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量 ※1
（D）：太陽光発電システム等による創エネルギー量
評価項目：申請する住宅の一次エネルギー消費削減量（太陽光発電による創エネルギー分を除く）＝（C）

要件②　申請する住宅の太陽光発電による創エネルギー量分を除く年間の一次エネルギー消費削減率が20％以上であること

$$\text{申請する住宅の一次エネルギー消費削減率} = \frac{(C)}{(B)} \times 100 \geqq 20\ (\%)$$

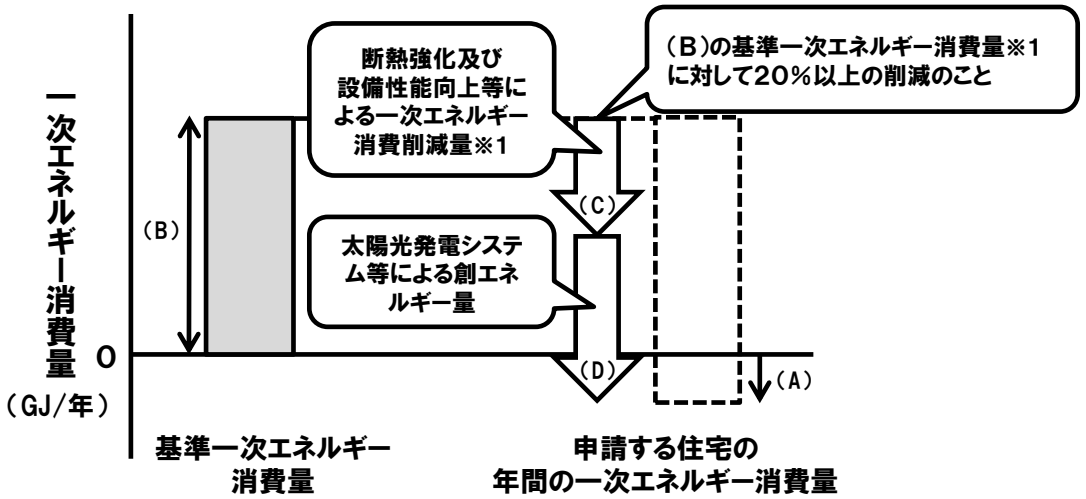

※1 空調（暖房・冷房）・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量の合計
◎その他の一次エネルギー消費量（家電分等）を除く

H25年基準

4-3 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について ＜H25年基準による申請の場合＞

はじめに

平成25年基準算定用WEBプログラムの入力に必要な情報を準備して下さい。

手順1 外皮性能の算出

申請する住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）、単位温度差あたりの外皮熱損失量（q値）、外皮平均日射熱取得量（冷房期mC値、暖房期mH値）を算出して下さい。
この計算書は申請時に提出して下さい。（様式自由）

→省エネルギー基準及び低炭素建築物申請に使用する「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量（冷房期・暖房期）計算書」の使用を推奨。

手順2 H25年基準算定用WEBプログラムの入力と結果票の出力

- 基本情報の入力
- 外皮性能の情報・暖房・冷房設備の情報を入力
- 換気設備の情報を入力
- 給湯設備の情報を入力
- 照明設備の情報を入力
- 太陽光発電設備、コージェネレーションシステムの情報を入力

▼

省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果票（以下 計算結果票）を出力

※コージェネレーションシステムを導入する場合はエネルギー計算を２回実行する必要があります。（Ｐ２８参照）

手順3 一次エネルギー消費量の補正

算定用ＷＥＢプログラムの計算結果票をもとに、一次エネルギー消費削減量（Ｃ）を算出するための数値補正を行う。

【１】コージェネレーションシステム（以下、「コージェネ」という）の創エネルギー量（一次エネルギー量）を算出して下さい。
（コージェネを導入する申請者のみ） （Ｐ２８参照）

手順4 一次エネルギー消費削減量・削減率を算出

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量 Stotal(MJ/戸・年)
Stotal：(C)＋(D)

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率 R

$$R : \frac{(C)+(D)}{(B)} \times 100 \ (\%)$$

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率（太陽光発電による創エネルギー分を除く）

$$R' : \frac{(C)}{(B)} \times 100 \ (\%)$$

※（B）、（D）については、P22参照

H25年基準

手順1 外皮性能の算出

申請する住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）、冷房期の平均日射熱取得率（η_A値）、
単位温度差あたりの外皮熱損失量（q値）、外皮平均日射熱取得量（冷房期m_C値、暖房期m_H値）を算出します。
【UA値、η_A値が事業の要件（P9～P10　断熱箇所を参照）を満たしている事を必ず確認して下さい】

外皮計算書の書式は自由ですが正確に作成して下さい。
計算書は申請時に提出して下さい。

【参考】一般社団法人 住宅性能評価・表示協会　低炭素建築物設計図書作成例より
「外皮計算書作成例」
http://www.hyoukakyoukai.or.jp/download/sekkei_tosho_teitanso.html

計算方法は、下記のいずれかで行って下さい。
（ルートA）　H25年基準における外皮平均熱貫流率基準＋冷房期の平均日射熱取得率によるもの
（ルートB）　設計・施工指針における部位別仕様表を用いた外皮性能簡易計算法
※設計・施工指針[附則]（ルートB'）による計算は使用できません。

●外皮計算書の見本

ver. 3.0 (excel2007)

住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量（冷房期・暖房期）計算書
（木造戸建て住宅）

1）基本情報の入力

住宅の名称	環境太郎様邸新築工事		
住宅の所在地	●●県○○市◎◎1－2－3	（地域区分）	6（Ⅳb）
住宅の規模	地上 2 階、地下 階		

2）計算結果

外皮平均熱貫流率	0.5 W/(㎡K)	単位温度差あたりの外皮熱損失量(q)	172.6 W/K
冷房期の外皮平均日射熱取得率	1.8	単位日射強度あたりの冷房期の日射熱取得量(m_C)	6.13
外皮等面積の合計	347.56 ㎡	単位日射強度あたりの暖房期の日射熱取得量(m_H)	5.93

3）省エネルギー基準外皮性能適合可否結果

	計算結果	基準値	判定		
外皮平均熱貫流率 [W/(㎡K)]	0.5 W/(㎡K)	0.87 W/(㎡K)	適合	◉	等級4
冷房期の外皮平均日射熱取得率	1.8	2.8	適合	○	等級3
				○	等級2

注1：本計算シートに入力している面積は、別途平面図や立面図等で計算過程を明示しています。
注2：本計算シートに入力している部位の熱貫流率は、別途計算書等を添付しています。
注3：本計算シートの計算方法は、（独）建築研究所が示す外皮性能の計算方法を遵守しています。
注4：内訳計算シートAは、住宅の外壁の面する方位別のシートに入力してください。
注5：各シートの 黄色 部分に入力するか、あるいはドロップボックスから選択してください。
注6：各シートに入力する寸法は、メートル単位で入力して下さい。
注7：本計算シートでは計算式の誤削除を防止するため、シートを保護していますがパスワードの設定はしておりません。
よって各社の仕様に応じ内容を修正することは制限しませんが、計算過程を追えるよう修正することをお願いします。
※1 窓の付属部材に応じた日射熱取得係数を使う場合は、付属部材に応じた値を直接入力して下さい。

© 2013 hyoukakyoukai.All right reserved

UA値　q値　mC値　mH値　η_A値

H25年基準

手順２　H25年基準　算定用ＷＥＢプログラムの入力と結果票の出力

独立行政法人 建築研究所がホームページで公開する「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（以下、算定用WEBプログラムという）」に必要事項を入力して計算結果票を作成する。

※　算定用WEBプログラムのバージョンは随時更新される可能性があります。ご注意下さい。

●独立行政法人 建築研究所
住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
http://house.app.lowenergy.jp/
【参考】
住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムの解説
http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf
熱交換型換気設備の入力値について（Ver.1.13）
http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/HeatRecVent_InputData_20141015.pdf

【１】データの入力

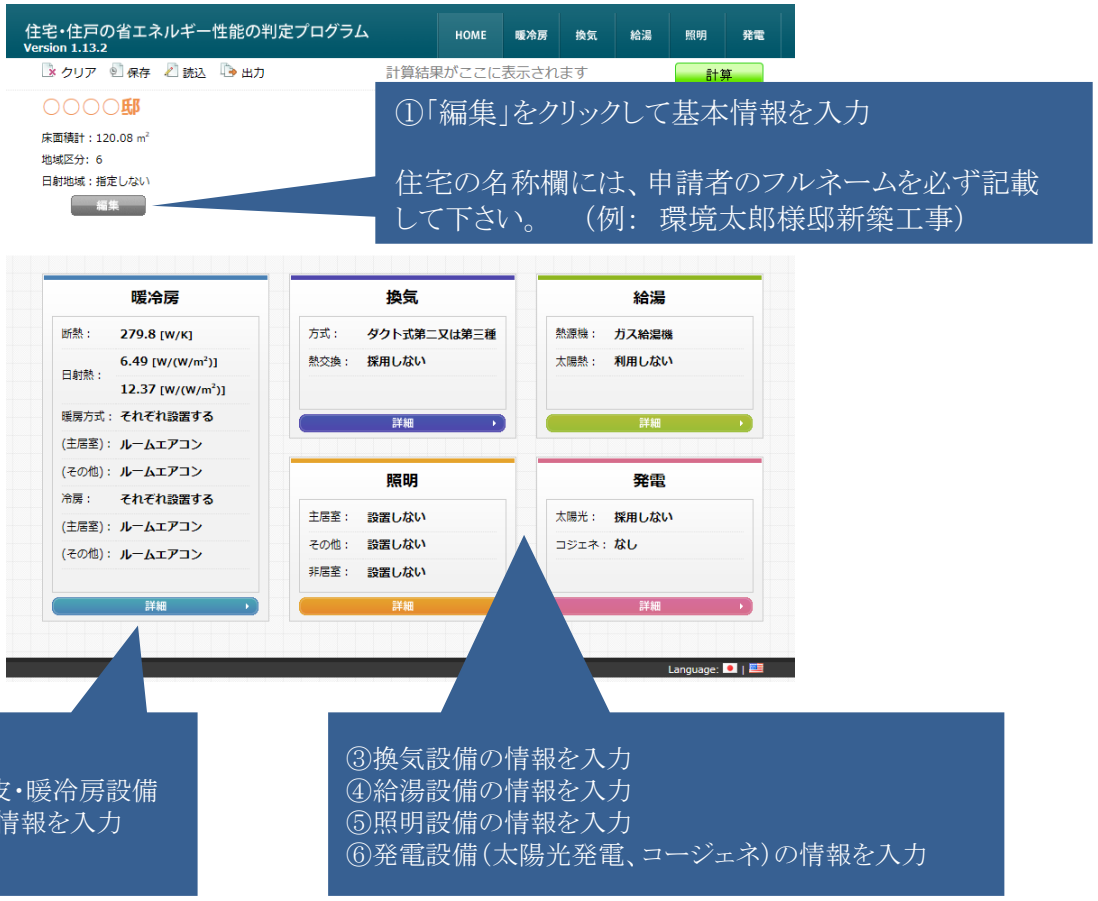

◆算定用WEBプログラムに各情報を入力する際は、独立行政法人 建築研究所がホームページで公開する「設計一次エネルギー消費量算定方法」に従うこと。
http://www.kenken.go.jp/becc/house.html

①基本情報

●日射地域区分
→独立行政法人 建築研究所ホームページで提供する日射量地域区分をもとに入力して下さい。
「年間日射地域区分及び暖房期日射地域区分」
http://www.kenken.go.jp/becc/

手順２ H25年基準 算定用ＷＥＢプログラムの入力と結果票の出力

②外皮・暖冷房

＜外皮情報の入力について＞

●単位温度差あたりの外皮熱損失量（q値）、日射熱取得量（m_C値、m_H値 ）
→外皮計算により算出した数値を入力して下さい。

●通風の利用
→独立行政法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従い入力して下さい。
（計算根拠を提出して下さい）
計算根拠がない場合は「通風を利用しない」を選択して下さい。

●蓄熱の利用
→独立行政法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。（計算根拠を提出して下さい）
計算根拠がない場合は「利用しない」を選択して下さい。

＜暖冷房設備の入力について＞

●ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率
→導入する機器の冷房COPが、建築研究所がホームページで提供する表A.2 区分（い）を満たす条件以上であることを確認した上で、区分（い）を選択して下さい。

③換気

●比消費電力 [W/(㎥/h)] を入力する場合は、数値の根拠（カタログ数値など）を提出して下さい。

●換気回数は「0.5回/h」を選択して下さい。

●「熱交換型換気を採用する」を選択する場合は、温度交換効率65％以上または補正温度交換効率58.8％以上であることを示す根拠（カタログ数値など）を提出して下さい。
給気と排気の比率による温度交換効率の補正係数は0.90、排気過多時における住宅外皮経由の漏気による温度交換効率の補正係数は1.00を入力して下さい。

【第二種、三種換気で熱交換機能がある換気設備を採用する場合】
便宜上、ダクト式第一種換気設備を選択し、採用を予定する機器の比消費電力 [W/(㎥/h)] を入力した上で、「熱交換型換気を採用する」を選択して下さい。

④給湯

●機器の選択、効率の入力は、独立行政法人 建築研究所ホームページで提供する解説に従って入力して下さい。

●「配管方式」「ヘッダー分岐後の配管径」「水栓について」「浴槽について」は、設備計画に沿った項目を選択して下さい。

⑤照明

●主たる居室、その他の居室、非居室、それぞれ、設備計画に沿った項目を選択して下さい。

⑥発電

●太陽光発電
設備計画に沿って、システム容量、太陽電池アレイの種類、設置方式、設置方位角、パネル設置傾斜角を入力して下さい。

【太陽光パネルの公称最大出力の合計が10kW以上である場合】
・システム容量の欄に10kWと入力して下さい。
・パネルの設置が2面以上である場合、発電効率の低い面から順次システム容量を差し引いて10kWとして構いません。
※なお、P5の❶－２ 事業内容、（4）交付要件に記載するとおり、新設する太陽光パネルは公称最大出力の合計が10kW未満であること、又はパワーコンディショナの定格出力の合計が10kW未満であることが交付要件となります。

●コージェネレーションシステム
独立行政法人 建築研究所ホームページ（設計一次エネルギー消費量算定方法を参照）で該当する区分を確認し、種類を選択して下さい。

【導入予定機種の区分が公表されていない場合】
便宜上の対応策として、同メーカーの下位機種の区分を選択して計算して下さい。

※コージェネを導入する場合は、エネルギー計算を2回実行する必要があります。（P28参照）

手順２　H25年基準　算定用ＷＥＢプログラムの入力と結果票の出力

H25年基準

【２】計算結果票の出力とデータの保存

⑦　計算結果票の保存と出力

①～⑥をすべて入力したのちに、計算を実行して下さい。
計算実行後、「出力」をクリックして下さい。

⑧　計算結果票のPDF書き出し

「様式省エネルギー基準（PDF）」をクリックして下さい。計算結果をまとめたPDFデータが生成されます。
このPDFデータをパソコンに保存の上、出力して下さい。

計算結果票　1ページ目に記される各数値を、定型様式1　実施計画書の（4/4）
申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出の各項に正確に転記して下さい。

省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果（住宅）

1．住宅／住戸（タイプ）の設計一次エネルギー消費量等

(1) 住宅／住戸（タイプ）の名称	環境太郎様邸			
(2) 床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計
	64.76㎡			
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(IV			
(4) 住宅／住戸（タイプ）の一次エネルギー消費量（1戸当り）				
	基準一次	ー消費量	設計一次エネルギー消費量	
暖房設備一次エネルギー消費量	29181		21431	
冷房設備一次エネルギー消費量	7272		7250	
換気設備一次エネルギー消費量	5160		2868	
給湯設備一次エネルギー消費量	25091		16303	MJ
照明設備一次エネルギー消費量	17217		9268	
その他の一次エネルギー消費量	21211		21211	
太陽光発電等による発電量　評価量			16272	
（参考値）　総発電量			68444	
合計	①	105132	② 62059	MJ/(戸・年)

(6) 判定					結果
基準一次エネルギー消費量	③	105.2	GJ/(戸・年)	①÷1000かつ小数点第2位を切り上げ	③ ≧ ④
設計一次エネルギー消費量	④	62.1	GJ/(戸・年)	②÷1000かつ小数点第2位を切り上げ	達成

基準一次エネルギー消費量
- 暖房　EH に入力
- 冷房　EC に入力
- 換気　EV に入力
- 給湯　EHW に入力
- 照明　EL に入力

設計一次エネルギー消費量
- 暖房　EH1 に入力
- 冷房　EC1 に入力
- 換気　EV1 に入力
- 給湯　EHW1 に入力
- 照明　EL1 に入力

EPVCに入力（※）

※コージェネを導入しない場合のみ、この数値を記入します。
　コージェネを導入する場合は、次ページの手順に従い「太陽光発電による創エネルギー量」「コージェネによる創エネルギー量」を算出して下さい。

手順３ H25年基準　算定用ＷＥＢプログラム計算結果の補正

【1】コージェネレーションシステムを採用する際の
「太陽光発電による創エネルギー量」「コージェネによる創エネルギー量」の算出方法

> H25年基準　算定用WEBプログラムでは、コージェネによる発電量は太陽発電による発電量と合算されて表示されます。
> 本事業では、コージェネによる発電量は一次エネルギー使用量の削減分として評価しますので、
> 「太陽光発電による創エネルギー量」と「コージェネによる創エネルギー量」を分けて算出する必要があります。

＜補正の仕方＞

① 太陽光発電とコージェネの合算値を算出

P25～P28の手順に従い、算定用WEBプログラムに各項目を入力して計算結果票を作成する。
（結果票Aとする）
※太陽光発電は、実際の設備計画に沿った入力を行って下さい。

② 「太陽光発電を採用しない」場合の計算を実行

一部入力情報を修正して再計算します。

-1. 発電の太陽光発電の項目で、「太陽光発電を採用しない」を選択する。
-2. 計算を実行する。
-3. HOME画面に戻り、「出力」をクリックして、「様式省エネルギー基準（PDF）」を選択する。
-4. 生成された計算結果票を保存・印刷する。（結果票Bとする）
-5. 結果票Bに記される「太陽光発電等による発電量　（参考値）総発電量」が、コージェネによる創エネルギー量になります。これをエネルギー計算結果記入表の［Ecgs］に入力して下さい。

③ 計算の結果票Aと結果票Bの差から、太陽光発電の創エネルギー量を算出

結果票Aと結果票B、それぞれの「太陽光発電等による発電量　（参考値）総発電量」の差が、太陽光発電による創エネルギー量になります。

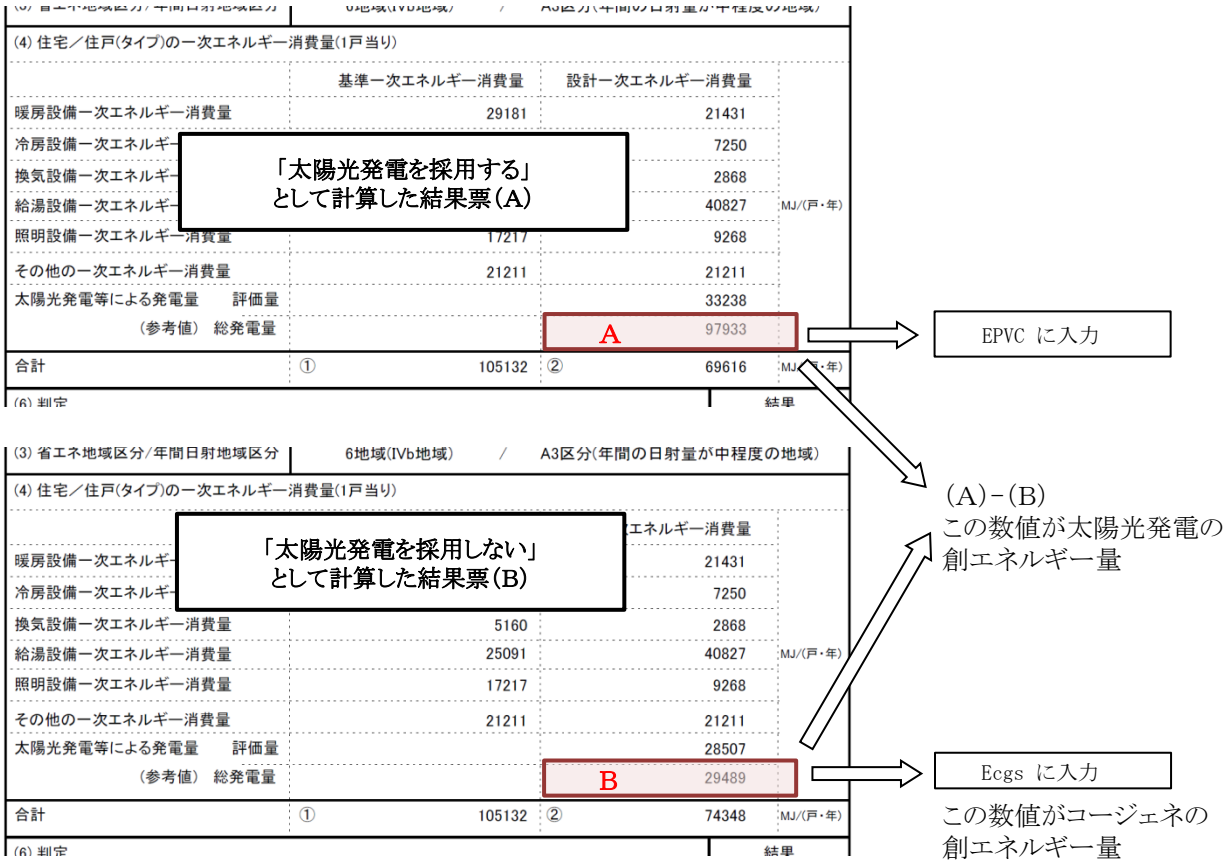

H25年基準

手順４ エネルギー計算結果記入表への転記

・実施計画書（４／４）への入力を手順に合わせてご確認下さい。（青枠部分は自動計算（入力）されます。）

H25年基準

計算結果記入表

算定プログラム VER. 要入力

■基準一次エネルギー消費量

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計（B）		Ess		MJ/戸・年	EH + EC + EV + EL + EHW

■設計一次エネルギー消費量（太陽光発電による創エネルギーを除いたもの）

－ 補正前の設計一次エネルギー消費量の算出

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
設計一次エネルギー消費量	暖房設備	EH1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
コージェネレーションシステムによる総発電量		Ecgs	（必要時入力）	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量 合計（補正前）		Etotal		MJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV1 + EL1 + EHW1 − Ecgs

－ 空気集熱式太陽熱利用システムの設置による補正

※1 （EHr×A−EHsystem）＋（EHWr×A−EHWsystem）＋（EV1×RV）

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	（必要時入力）	㎡	建築図面より算出
透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	（必要時入力）	㎡	建築図面より算出
集熱部面積	A		㎡	Ag＋（As÷2）
集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	（必要時入力）	MJ/年㎡	別表2-1-a
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	（必要時入力）	MJ/戸・年	別表2-1-b
集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	（必要時入力）	MJ/年㎡	別表2-1-c
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	（必要時入力）	MJ/戸・年	別表2-1-d
換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	（必要時入力）	－	別表2-1-e
空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量	SD		MJ/戸・年	※1

設計一次エネルギー消費量 合計（補正後）	Etotal’		MJ/戸・年	Etotal − SD
設計一次エネルギー消費削減量（補正後）（C）	Ssubtotal		MJ/戸・年	Ess − Etotal’

■太陽光発電による創エネルギー量（D）を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電等による発電量（参考値） 総発電量	EPVC	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
太陽光発電による総発電量（D）	EPVC’		MJ/戸・年	EPVC−Ecgs

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量（C）	Ssubtotal		MJ/戸・年	Ess − Etotal’
年間一次エネルギー消費削減量（C）＋（D）	Stotal		MJ/戸・年	Ssubtotal ＋ EPVC’
年間一次エネルギー消費削減率 ｛（C）＋（D）｝÷（B）×100	R		%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率（C）÷（B）×100	R’		%	Ssubtotal ÷ Ess × 100

H25年基準

【参考資料】外皮面積算出における図面の作成例

戸建住宅における、天井断熱・壁断熱・床断熱で玄関が土間であるモデル住宅を用いて面積算定方法例を示す。

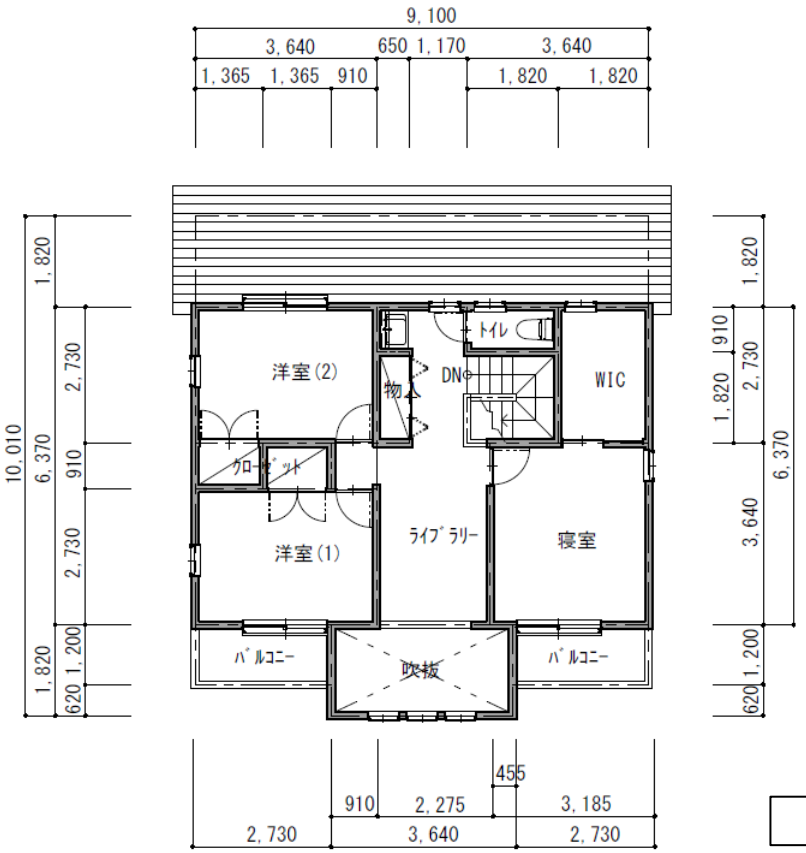

2階平面図

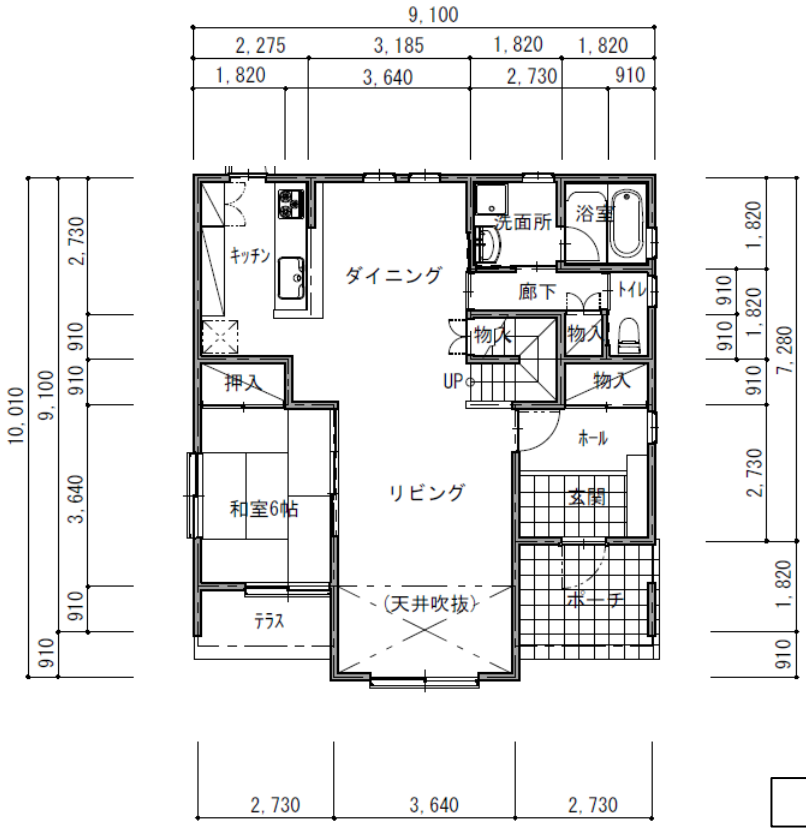

1階平面図

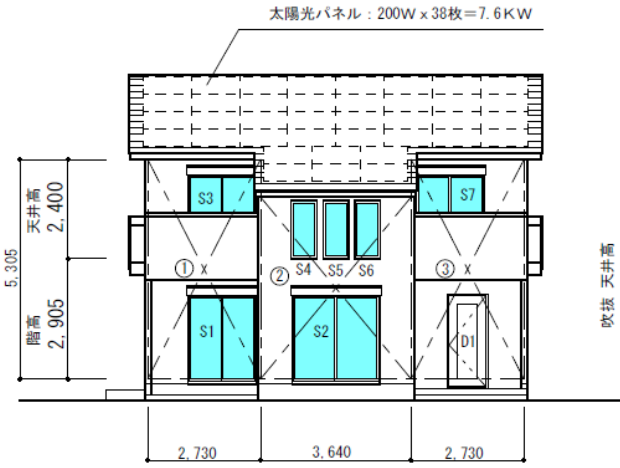

南側立面図

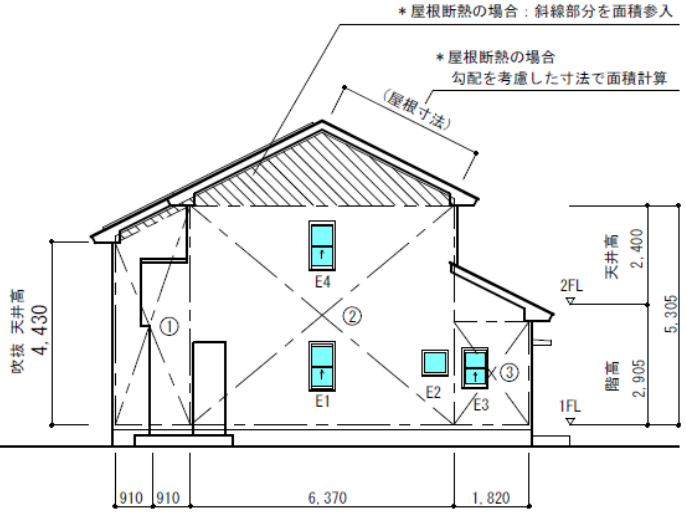

東側立面図

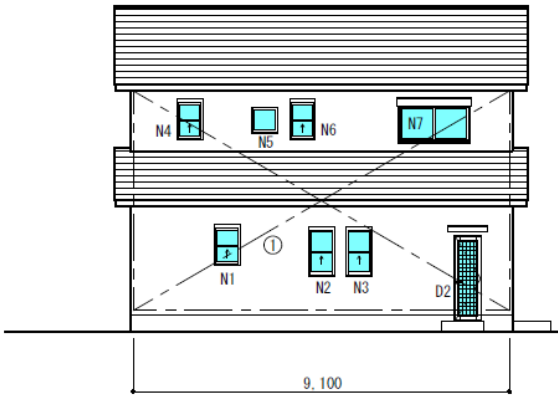

北側立面図

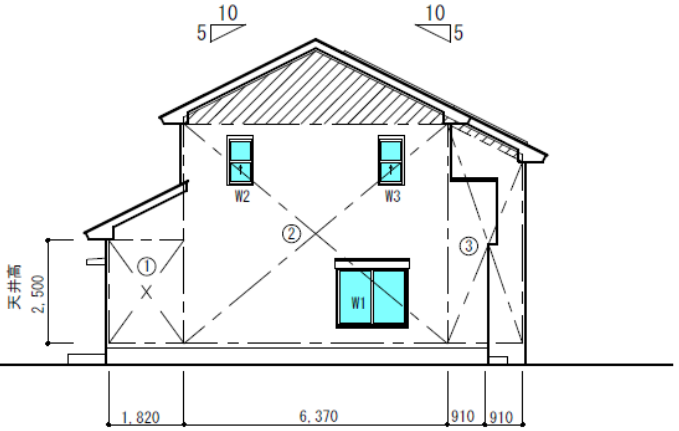

西側立面図

（小数点以下3位を四捨五入）

外壁求積表						
開口部含む					開口部除く	
	記号	計算式	面積 （㎡）	小計 （㎡）	開口部 （㎡）	小計 （㎡）
東側	1	(4.43＋5.305)×1/2×1.82	8.85885	47.20	2.22	44.98
	2	6.37×5.305	33.79285			
	3	1.82×2.5	4.55			
南側	1	2.73×5.305	14.48265	45.09	17.56 (ドア含む)	27.53
	2	3.64×4.43	16.1252			
	3	2.73×5.305	14.48265			
西側	1	1.82×2.5	4.55	47.20	3.47	43.73
	2	6.37×5.305	33.79285			
	3	(4.43＋5.305)×1/2×1.82	8.85885			
北側	1	9.1×5.305	48.2755	48.28	5.71 (ドア含む)	42.57
合計				187.77	28.96	158.81

（小数点以下3位を四捨五入）

開口部求積表			
	記号	計算式 (W)×(H)	小計 (㎡)
東側	E1	0.60×1.10＝0.66	2.22
	E2	0.60×0.60＝0.36	
	E3	0.60×0.90＝0.54	
	E4	0.60×1.10＝0.66	
南側	S1	1.60×2.00＝3.20	15.67
	S2	2.14×2.00＝4.28	
	S3	1.60×1.80＝2.88	
	S4	0.6×1.35＝0.81	
	S5	0.6×1.35＝0.81	
	S6	0.6×1.35＝0.81	
	S7	1.60×1.80＝2.88	
西側	W1	1.65×1.30＝2.145	3.47
	W2	0.60×1.10＝0.66	
	W3	0.60×1.10＝0.66	
北側	N1	0.60×0.90＝0.54	4.54
	N2	0.60×1.10＝0.66	
	N3	0.60×1.10＝0.66	
	N4	0.60×0.90＝0.54	
	N5	0.60×0.60＝0.36	
	N6	0.60×0.90＝0.54	
	N7	1.65×0.75＝1.24	
小計			25.90
ドア	D1	0.90×2.10＝1.89	3.06
	D2	0.65×1.80＝1.17	
合計			28.96

H25年基準

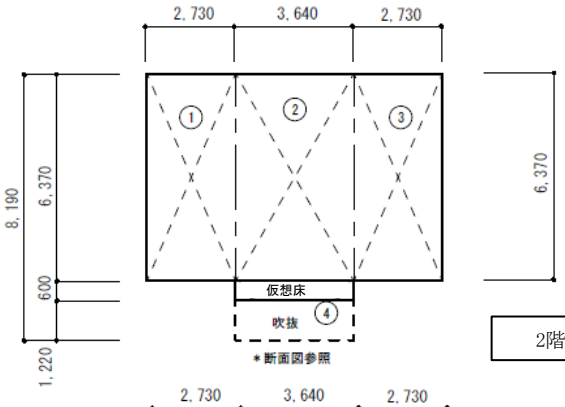

2階求積図

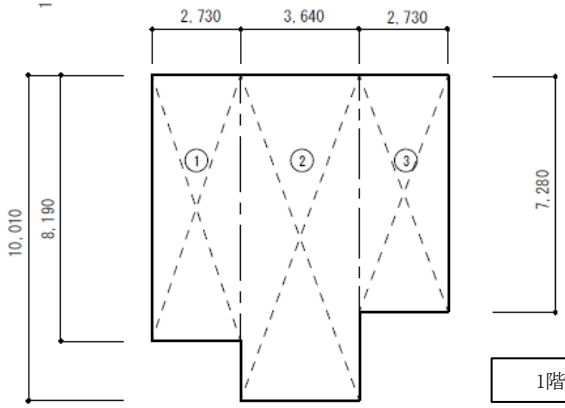

1階求積図

（小数点以下3位を四捨五入）

床面積表 （㎡）	
敷地面積	252.00
建築面積	82.70
延床面積	136.62
1階	78.66
2階（吹抜けを除く）	57.96

＜ZEH用求積表＞

（小数点以下3位を四捨五入）

面積表		
1階		
記号	計算式	面積 （㎡）
①	2.73×8.19	22.3587
②	3.64×10.01	36.4364
③	2.73×7.28	19.8744
1階床面積		78.66
2階		
①	2.73×6.37	17.3901
②	3.64×6.37	23.1868
③	2.73×6.37	17.3901
④	3.64×0.6	2.184
2階床面積		60.15
床面積の合計		138.81

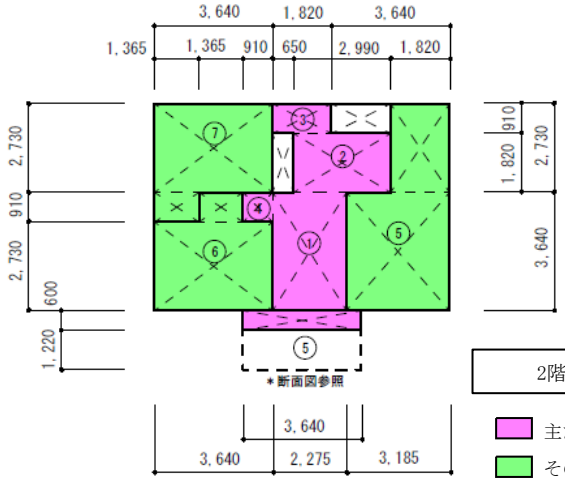

2階居室求積図

主たる居室

その他居室

※ 1階リビングは間仕切りのない階段があるため、2階ライブラリーが「主たる居室」の面積に加えることになる。（吹抜けがある場合も同様）

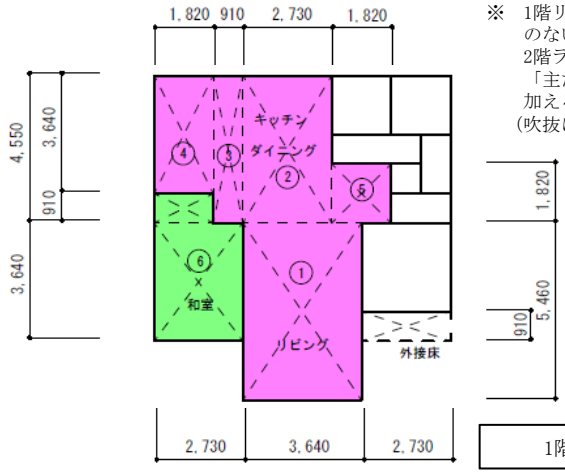

1階居室求積図

（小数点以下3位を四捨五入）

主たる居室		
記号	計算式	面積 （㎡）
①	3.64×5.46	19.8744
②	2.73×4.55	12.4215
③	0.91×4.55	4.1405
④	1.82×3.64	6.6248
⑤	1.82×1.82	3.3124
1階床面積		46.37
①	2.275×3.64	8.281
②	2.99×1.82	5.4418
③	1.82×0.91	1.6562
④	0.91×0.91	0.8281
⑤	3.64×0.6 （仮想床）	2.184
2階床面積		18.39
床面積の合計		64.76

その他居室		
記号	計算式	面積 （㎡）
⑥	2.73×3.64	9.9372
	1.82×0.91	1.6562
1階合計		11.59
⑤	3.185×3.64	11.5934
	1.82×2.73	4.9686
⑥	3.64×2.73	9.9372
	1.365×0.91	1.2421
⑦	3.64×2.73	9.9372
	1.365×0.91	1.2421
2階合計		38.92
床面積の合計		50.51

外気に接する床		
記号	計算式	面積 （㎡）
1	2.73×0.91	2.4843
外気に接する床の合計		2.48

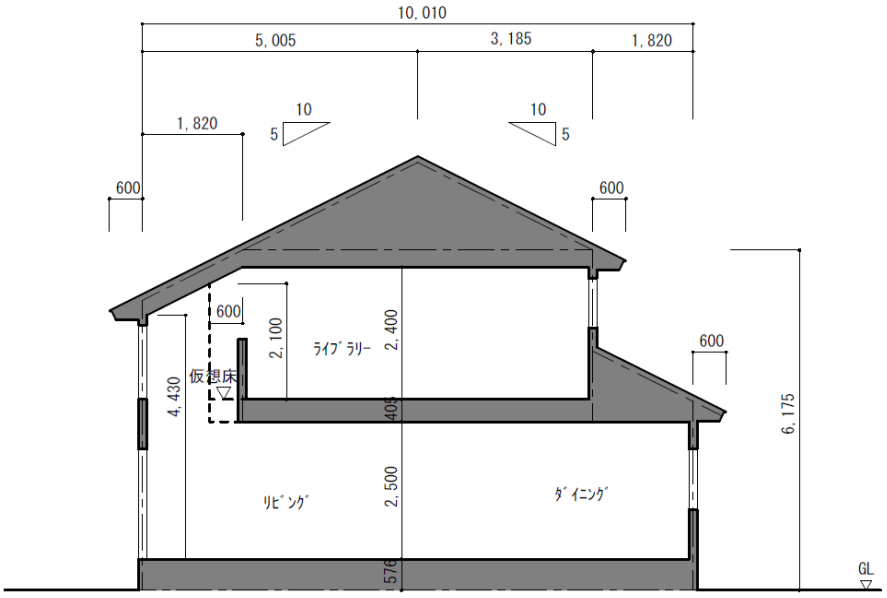

断面図

＜仮想床の考え方＞

(1) 仮想床の面積は、吹抜けの存する「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」の面積に加えること。

(2) 吹抜け部分の仮想床は各階の床面に設け、仮想床から天井の高さが2.1m未満の場合は除くこと。

(3) 天井の高さが4.2m以上ある場合は「H25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説（Ⅱ　住宅）」に則って床面積を計算すること。

4-4 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について ＜事業主基準による申請申請の場合＞

事業主基準

はじめに

住宅事業建築主の判断基準の算定用プログラムまたは算定シート（算定ツール）を準備して下さい。

断熱性能（Q値）の算出

申請する住宅の断熱性能（Q値）を算出して下さい。

一次エネルギー消費削減量（C）を算出

（青字は、自動計算される項目を示します）

手順1　基準・標準一次エネルギー消費量（面積補正前）を算出

Ess：基準一次エネルギー消費量　※算定ツールの結果入力
Est：標準一次エネルギー消費量　＝Ess ÷0.9

手順2　一次エネルギー消費量の算出（面積補正前）

（2－1）　Q値が「断熱区分（オ）」に示す値の場合　（断熱区分はP73参照）

Etotal：一次エネルギー消費量
＝EH1＋EC1＋EV＋EHW＋EL（暖房＋冷房＋換気＋給湯＋照明）
※EH1、EC1、EV、EHW、ELの入力が必要

（2－2）　Q値が「断熱区分（オ）」に示す値より小さい場合（断熱区分はP73参照）
→空調設備（暖房設備・冷房設備）のエネルギー消費量の補正を実施します。

（断熱強化及び設備性能向上等による結果）

Etotal：一次エネルギー消費量
＝EHQ＋ECQ＋EV＋EHW＋EL（暖房補正＋冷房補正＋換気＋給湯＋照明）
※ H2、H1、C2、C1、EV、EHW、ELの入力が必要

手順3　一次エネルギー消費削減量の算出

SA ： 一次エネルギー消費削減量
＝Est（標準一次エネルギー消費量）－Etotal（一次エネルギー消費量）

手順4　按分比率の入力（P61「別表1」を参照）

手順5　再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

ＳＢ：太陽熱温水器　※算定ツールの結果入力
ＳＣ：コージェネレーションシステム　※同上
ＳＤ：空気集熱式太陽熱利用システム　※別表２の数値入力

手順6　再生可能エネルギー等を含めた一次エネルギー消費削減量の算出

Ssubtotal ： 一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】
＝SA＋SB＋SC＋SD

面積補正

■一次エネルギー消費削減量の面積補正
Est’ ： 標準一次エネルギー消費量（B）
Ssubtotal’ ： 一次エネルギー消費削減量（C）
Etotal’ ： 一次エネルギー消費量（太陽光発電を除く）

太陽光発電システムによる創エネルギー量（D）を算出

■太陽光発電システムによる創エネルギー量（D）を算出

SE ： 一次エネルギー消費削減量（D）　※算定ツールの結果（EPVC）を入力

一次エネルギー消費削減量・削減率を算出

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量
Stotal ： （C）＋（D）

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率
R ： $\frac{(C)+(D)}{(B)} \times 100$

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率（太陽光を除く）
R’ ： （C）÷（B）×100　※（B）、（D）については、P22参照

■ 算定用WEBプログラムの入力について

①算定用WEBプログラムの選定 ※住宅事業建築主の判断基準算定用WEBプログラム（http://ees.ibec.or.jp/）

事業主基準

②初期画面入力

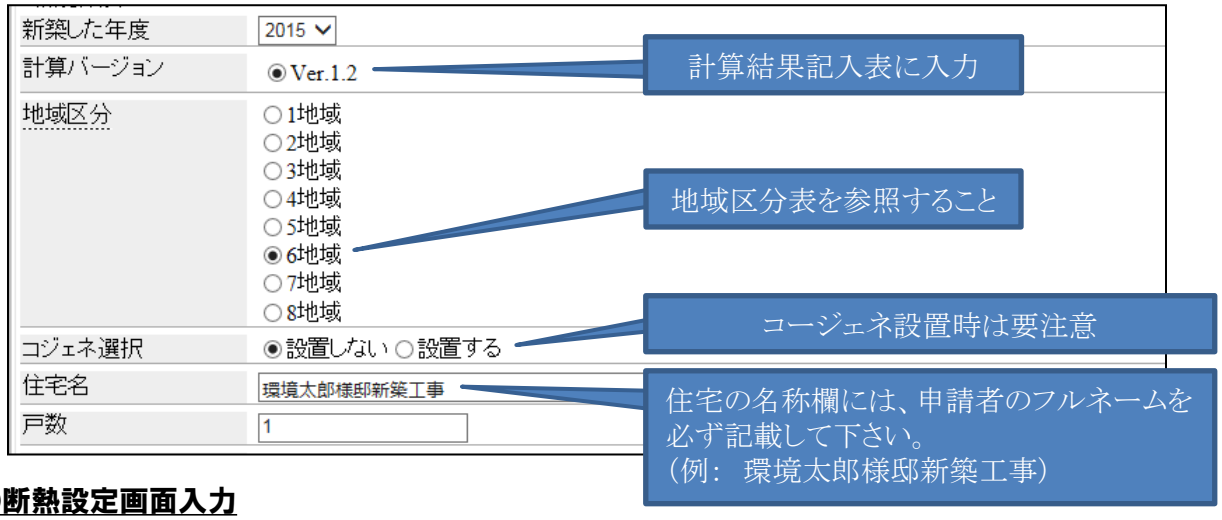

③断熱設定画面入力

・Q値が断熱区分（オ）に示す値の場合 ⇒ Q値：（オ）の値で入力
・Q値が断熱区分（オ）に示す値より小さい場合 ⇒ Q値：（オ）の値と（ウ）の値の2パターンを入力
・コージェネレーション選択の場合 ⇒ 上記に加えて、入力必要

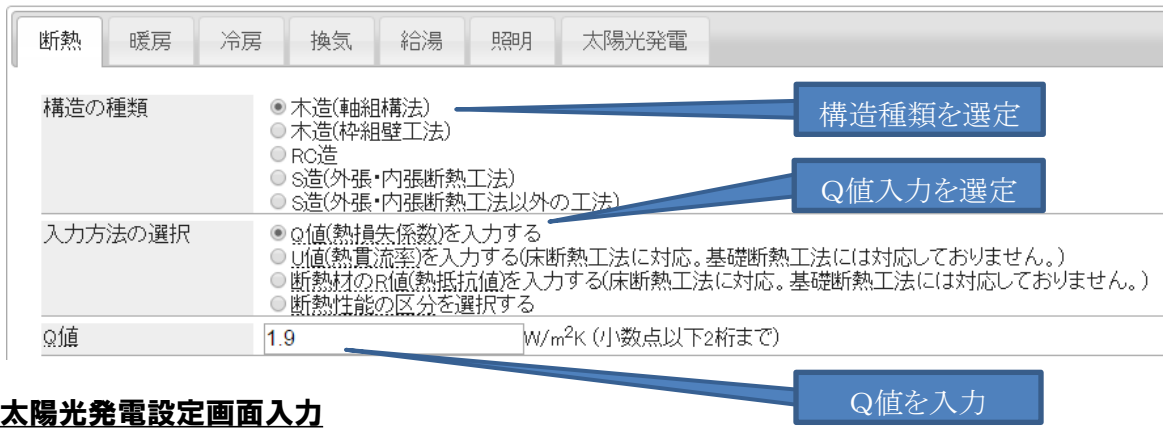

④太陽光発電設定画面入力

■ 算定用WEBプログラムの出力結果について

①入力データの確認

1．当該住宅(タイプ)の一次エネルギー消費量等

(1) 特定住宅(住宅タイプ)の名称	環境太郎様			断熱区分（オ）
(2) 地域区分	6			
(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸数（当該地域区分における戸数を記入		1	戸	
(4) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(1戸当り) ・・・①		53.9	GJ/戸・年	⇐ ESSに入力
(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)				
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	8.5	GJ/戸・年	⇐ H1又はEH1に入力
	B 冷房設備エネルギー消費量	6.2		⇐ C1又はEC1に入力
	C 換気設備エネルギー消費量	4.1		⇐ EVに入力
	D 給湯設備エネルギー消費量	14.5		⇐ EHWに入力
	E 照明設備エネルギー消費量	6.8		⇐ ELに入力
	消費量小計 (A+B+C+D+E) ・・・・②	40.1		
	F 太陽光発電設備の発電量(評価分)	21.9		⇐ EPVCに入力
	合計 (②-F) ・・・・③	18.2		
(5-2)コージェネレーションシステムを設置する場合 ・・・・④		****	GJ/戸・年	
(6) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準達成率 ①／(③あるいは④)×100		296	%	

※太陽光の算定は、断熱区分（オ）で入力して下さい。

2．当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1)断熱性能	構造の種類：木造(軸組構法) 入力方法の選択：Q値(熱損失係数)を入力する Q値：1.9W/㎡K	⇐ 入力Q値を確認する Q=1.9（6地域の時）

※Q値が断熱区分（オ）に示す値より小さい場合は、断熱区分（ウ）で作成した算定シートも必要になります。

(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)				断熱区分（ウ）
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	17.9	GJ/戸・年	⇐ H2に入力
	B 冷房設備エネルギー消費量	5.5		⇐ C2に入力
	C 換気設備エネルギー消費量	4.1		
	D 給湯設備エネルギー消費量	14.5		
	E 照明設備エネルギー消費量	6.8		
	消費量小計 (A+B+C+D+E) ・・・・②	48.8		

2．当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1)断熱性能	構造の種類：木造(軸組構法) 入力方法の選択：Q値(熱損失係数)を入力する Q値：2.7W/㎡K	⇐ 入力Q値を確認する Q=2.7（6地域の時）

②コージェネレーションシステム設置の場合 ※上記シートに加えてコージェネレーションシステム設置ありで算定シートを作成します。

※下記２点については、特に注意すること。

（1） コージェネレーションシステム設置ありで作成した算定シート
F：太陽光発電設備 ⇒ 設置なしになっていること。

F. 太陽光発電設備	設置なし
G.コージェネレーションシステム	燃料電池コージェネレーションType4(総合効率94%以上)

（2） コージェネレーションシステム設置なしで作成した算定シート ※上記シートに給湯設備は、表示されません。
C：給湯設備 ⇒ 以下の（表1）に対応した給湯設備になっていること。

C. 給湯設備		
	給湯設備	ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器

（表1）

コージェネタイプ	燃料電池			ガスエンジン
	Type1	Type2	Type4	
給湯設備（ガス給湯器）	潜熱回収型	従来型	潜熱回収型	従来型又は潜熱回収型

■ エネルギー計算結果記入表への転記

・実施計画書（4／4）への入力を手順に合わせてご確認下さい。（青枠部分は自動計算（入力）されます。）

事業主基準

計算結果記入表

算定ツール VER. 要入力

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量（面積補正前）

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量（面積補正前）	Est		GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出（再生可能エネルギー等の効果は除いたもの）

項目				記号	計算結果	単位	計算方法等
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		EH1	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合	Q2 2.7	H2	要入力	GJ/戸・年	Q2（断熱区分（ウ））の算定ツール結果
			Q1 1.9	H1	要入力	GJ/戸・年	Q1（断熱区分（オ））の算定ツール結果
				EHQ		GJ/戸・年	
	冷房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		EC1	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合	Q2 2.7	C2	要入力	GJ/戸・年	Q2（断熱区分（ウ））の算定ツール結果
			Q1 1.9	C1	要入力	GJ/戸・年	Q1（断熱区分（オ））の算定ツール結果
				ECQ		GJ/戸・年	
	換気設備			EV	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	給湯設備			EHW	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	照明設備			EL	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費量（面積補正前）	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合			Etotal		GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV + EHW + EL
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合						EHQ + ECQ + EV + EHW + EL
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合			SA		GJ/戸・年	Est − Etotal(EH1 + EC1 + EV + EHW + EL)
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合						Est − Etotal(EHQ + ECQ + EV + EHW + EL)
按分比率				−	要入力	%	別表1

■一次エネルギー消費削減量の算出（再生可能エネルギー等を設置する場合） ※1 (BHr×A−BHsystem)＋(BHWr×A−BHWsystem)＋(BV×RV)

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS	（必要時入力）	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB		GJ/戸・年	EHW − EHWS
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	（必要時入力）	GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツールの結果
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'		GJ/戸・年	Est −｛(Est − Ecgs) ÷ 按分比率｝
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC		GJ/戸・年	Etotal − Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	（必要時入力）	㎡	建築図面より算出
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	（必要時入力）	㎡	建築図面より算出
	集熱部面積	A		㎡	Ag＋(As÷2)
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	（必要時入力）	GJ/年㎡	別表2-1-a
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	（必要時入力）	GJ/戸・年	別表2-1-b
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	（必要時入力）	GJ/年㎡	別表2-1-c
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	（必要時入力）	GJ/戸・年	別表2-1-d
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	（必要時入力）	−	別表2-1-e
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD		GJ/戸・年	※1
一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)		Ssubtotal		GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■一次エネルギー消費削減量の面積補正

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量 (B)	Est'		GJ/戸・年	Est ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal'		GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費量（太陽光発電を除く）	Etotal'		GJ/戸・年	Est' − Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量（D）を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
エネルギー消費削減量	EPVC	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (D)	SE		GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
熱損失係数（Q値）	−		W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	−		㎡	実施計画書1頁目で設定した値
年間一次エネルギー消費削減量 (C)＋(D)	Stotal		GJ/戸・年	Ssubtotal' ＋ SE
年間一次エネルギー消費削減率 ｛(C)＋(D)｝÷(B)×100	R		%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C)÷(B)×100	R'		%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100

4 -5 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「固定式透明クリアファイル（A4）」へ綴じ込み提出して下さい。

・建築図面は全てA3で作成して提出して下さい。

No.	書類名	内容	様式	作成例
①	交付申請書 （様式第1）	SIIが指定する交付申請書に記入すること	【様式第1】	P44～45
②	実施計画書	・申請する住宅の高断熱外皮及び設備仕様等を明記すること ・計算結果表に基づいて申請する住宅の年間一次エネルギー消費削減量/削減率を算出すること	定型様式1	P46～55
③	外皮計算書	申請する住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率等」の根拠となる計算書	様式自由	－
④	平成25年住宅の改正省エネルギー基準の算定プログラムに基づく計算結果表	算定用WEBプログラムを使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表	－	－
⑤ 建築図面	配置図	真北と建物との方位角が明記されていること	様式自由	P31～P34
	求積図 （P40 【1】参照）	・各部屋の床面積の求積表・寸法が明記されていること（面積は㎡表記で記載） ・主たる居室、その他居室が分かるよう色分けされていること		
	外皮面積図 （H25年基準のみ）	開口部・外壁面積の求積表が明記されていること		
	平面図 （兼設備設置図） （P40 【2】参照）	・各階ごとに部屋名・寸法が明記されていること ・補助対象となる全ての設備について配置を明記すること		
	立面図（四面）	・東西南北の四面が全て明記されていること ・外皮面積が確認できるよう階高等が明記されていること ・屋根勾配が明記されていること （太陽光発電のサイズ・設置位置等を明記したもの）		
	矩計図	躯体（屋根、天井、壁、床等）の構成材・断熱材の仕様等が明記されていること		
	屋根伏図	太陽光パネルの配置が明記されていること		
⑥	仕様書 （カタログの写し等） （P40 【3】参照）	実施計画書に記入した高断熱外皮及び設備の仕様（メーカー名、型番、性能値等）がわかるもの	様式自由	－
⑦	印鑑登録証明書（原本）	・発行日は交付申請書（様式第1）の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること	－	－
⑧	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認、了解した上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること（手続代行者の作成は不可）	定型様式2	P56
⑨	提出書類内容チェックリスト	上記①～⑧の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること（手続代行者のチェックでも可）	定型様式3	－

【別表】「事業主基準」を使用する申請者について

上記表にて提示されている書類No.③と④のものを下記の書類に代えて提出すること。
なお、書類No.⑤建築図面の「外皮面積図」については、提出の必要はありません。

No.	書類名	内容	様式	作成例
③	Q値算出計算書	申請する住宅の「熱損失係数」Q値の根拠となる計算書	様式自由	－
④	事業建築主の判断基準の算定プログラムに基づく算定シート	算定用WEBプログラムを使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表	－	－

【1】 建築図面（求積図）について

（1） 各部屋の床面積が分かるようにし、主たる居室、その他居室がはっきり分かるよう各居室を囲み2色で色分けして作成すること。

（2） 仮想床が発生する場合、その部分の断面図が明記されていること。

※建築図面（求積図）の作成については一般社団法人　住宅性能評価・表示協会のホームページ等を参照すること。

低炭素建築物設計図書作成例　https://www.hyoukakyoukai.or.jp/download/sekkei_tosho_teitanso.html

【2】 平面図（兼設備設置図）について

（1） 空調設備、給湯設備及び換気設備は、原則1枚の図面にまとめること。
換気設備については単独の図面での作成を可とする。（照明設備を除く）

【3】 仕様書について

（1）メーカーカタログの写しを使用する場合、該当する箇所にマーク等を記し当該設備の性能・仕様が分かるようにすること。

（2）開口部の熱貫流率については、仕様規定による性能値を上回る数値を入力して計算する場合には、「窓の断熱性能証明書」を添付すること。

（3）補助対象外の「太陽光発電システム」の仕様書又はカタログを添付すること。

5. 交付申請書
及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類

・提出書類チェックリスト

・様式第1 （交付申請書）

・実施計画書

・交付要件等確認書

※様式をSIIホームページの三次公募より、ダウンロードしてください。

【提出書類内容チェックリスト】

定型様式３

「H25年基準 申請者」提出書類内容チェックリスト

※提出書類の並び順は、当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み提出すること。

申請者名					
手続代行者名					
No	書類名	項目		内容	確認欄
①	交付申請書（様式第1）	申請日		申請期間内の日付となっているか	□
		申請者	情報	郵便番号・住所・氏名・ふりがな等、全て記入されているか	□
			印鑑	印鑑登録印が捺印されているか	□
		手続代行者	情報	郵便番号・住所、会社名、支店名など全て記入されているか	□
			代表者印	社外文書に押印する印鑑であるか	□
		申請する住宅の概要	募集次区分	募集次区分が記入されているか	□
			建築区分	新築または既築または建売が記入されているか	□
			地域区分	地域区分が記載されているか	□
			算定基準	「H25年基準（UA値）」と記入されているか	□
			断熱性能	断熱性能（UA値）が記載されているか	□
		申請する住宅の所在地		郵便番号・所在地が記入されているか	□
		事業予定期間	着手予定日	交付申請書審査期間を考慮した日付であるか	□
			完了予定日	事業期間内の日付であるか	□
		手続代行者連絡先		SIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できる担当者の連絡先が正しく記入されているか	□
		暴力団排除に関する誓約事項		申請者は暴力団排除に関する誓約事項（公募要領P45）について熟読し、理解の上、同意しているか	□
②	実施計画書	実施計画書全般		申請する住宅の断熱及び設備仕様とエネルギー計算結果の全てが記入されているか	□
③	外皮計算書			申請する住宅の外皮平均熱貫流率、及び冷房期の外皮平均日射熱取得率の根拠となる計算書であるか	□
④	平成25年住宅の改正省エネルギー基準の算定プログラムに基づく計算結果表	算定用WEBプログラム		「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」を使用しているか	□
		入力規則		SIIの定める要件に基づいて作成されているか	□
⑤	建築図面（A3で作成すること）	配置図		真北と建物との方位角が明記されているか	□
		求積図		床面積の求積表・寸法が明記され、且つ主たる居室・その他居室の色分けがされているか（仮想床が発生する場合、その部分の断面図も必要）	□
		外皮面積図		開口部・外壁面積の求積表が明記されているか	□
		平面図（兼設備設置図）		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか	□
		立面図		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高等が確認できるよう明記されているか	□
		矩計図		躯体の構成材・断熱材の仕様等が明記されているか	□
		屋根伏図		太陽光パネルの配置が明記されているか	□
⑥	仕様書（カタログの写し等）	申請仕様確認		実施計画書に記入した高断熱外皮および設備の仕様（メーカー名、型番、性能値等）がわかるものを揃えているか	□
⑦	印鑑登録証明書	発行日		交付申請書（様式第1）申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか	□
		登録者		申請者本人のものであるか（連名で申請する場合には申請する人数分あるか）	□
⑧	交付要件等確認書	記入者		申請者が署名し印鑑登録印が捺印されたものであるか	□
⑨	提出書類内容チェックリスト			チェック漏れはないか	□

事業主基準

【提出書類内容チェックリスト】

定型様式３

「事業主基準 申請者」提出書類内容チェックリスト

※提出書類の並び順は、当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み提出すること。

申請者名					
手続代行者名					
No	書類名	項目		内容	確認欄
①	交付申請書（様式第1）	申請日		申請期間内の日付となっているか	□
		申請者	情報	郵便番号・住所・氏名・ふりがな等、全て記入されているか	□
			印鑑	印鑑登録印が捺印されているか	□
		手続代行者	情報	郵便番号・住所、会社名、支店名など全て記入されているか	□
			代表者印	社外文書に押印する印鑑であるか	□
		申請する住宅の概要	募集次区分	募集次区分が記入されているか	□
			建築区分	新築または既築または建売が記入されているか	□
			地域区分	地域区分が記載されているか	□
			算定基準	「事業主基準（Q値）」と記入されているか	□
			断熱性能	断熱性能（Q値）が記載されているか	□
		申請する住宅の所在地		郵便番号・所在地が記入されているか	□
		事業予定期間	着手予定日	交付申請書審査期間を考慮した日付であるか	□
			完了予定日	事業期間内の日付であるか	□
		手続代行者連絡先		SIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できる担当者の連絡先が正しく記入されているか	□
		暴力団排除に関する誓約事項		申請者は暴力団排除に関する誓約事項（公募要領P45）について熟読し、理解の上、同意しているか	□
②	実施計画書	実施計画書全般		申請する住宅の断熱及び設備仕様とエネルギー計算結果の全てが記入されているか	□
③	Q値算出計算書			申請する住宅の熱損失係数（Q値）の根拠となる計算書であるか	□
④	事業建築主の判断基準の算定プログラムに基づく算定シート	算定用WEBプログラム		「省エネ法　住宅事業建築主の判断基準算定用プログラム」を使用しているか	□
		入力規則		SIIの定める要件に基づいて作成されているか	□
⑤	建築図面（A3で作成すること）	配置図		真北と建物との方位角が明記されているか	□
		求積図		床面積の求積表・寸法が明記されているか	□
		平面図（兼設備設置図）		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか	□
		立面図		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高等が確認できるよう明記されているか	□
		矩計図		躯体の構成材・断熱材の仕様等が明記されているか	□
		屋根伏図		太陽光パネルの配置が明記されているか	□
⑥	仕様書（カタログの写し等）	申請仕様確認		実施計画書に記入した高断熱外皮および設備の仕様（メーカー名、型番、性能値等）がわかるものを揃えているか	□
⑦	印鑑登録証明書	発行日		交付申請書（様式第1）申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか	□
		登録者		申請者本人のものであるか（連名で申請する場合には申請する人数分あるか）	□
⑧	交付要件等確認書	記入者		申請者が署名し印鑑登録印が捺印されたものであるか	□
⑨	提出書類内容チェックリスト			チェック漏れはないか	□

H25年基準

事業主基準

【交付申請書（様式第１ ）】

・申請者印は実印で捺印すること
（連名者がいる場合は連名者も実印で捺印）
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

様式第１（交付申請書）

平成 27 年 ○ 月 ○○ 日
（ 1 ／ 2 枚）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

代表者理事名は 赤池 学 と記入のこと

申 請 者 郵便番号 ○○○－○○○○
住 所 ○○県○○市○○町 ○丁目○○番○○号
(ふりがな) ○○○○ ○○○
氏 名 ○○ ○○○ 印
生年月日 昭和○○年○○月○○日
電話番号 ○○－○○○○－○○○○

地域区分は、
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業ホームページ
「公募について」の項目の「申請方法」にPDFで掲載している「都道府県別地域区分」を参照

代表者等名は必ず役職名、氏名を記入すること

郵便番号 △△△－△△△△
住 所 △△県△△市△△町 △丁目△△番△△号
会 社 名 △△△△△ 株式会社
支 店 名 △△△△ 支店
代表者等名 支店長 △△ △△ 代表者印 印

・事業の着手予定日
・交付申請書審査期間を考慮した日付であること

平成２６年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）

事業年度は
26 と記入のこと

交付申請書

申請内容に係る工事もしくは支払いの完了がどちらか遅い日のことをいう
（完了期限は公募要領P17参照）

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ … の）交付規程（ＳＩＩ－２６Ｂ－規程－００７）（以下「交付規程」という。）第４条の規 … ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第３条に基づく国庫補助金に …

なお … る法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭 … 定めるところに従うことを承知の上、申請します。

申請する住宅の情報を記入

外皮計算書の結果より転記

1．申請する住宅の概要

募集次区分	一次公募	建築区分	新築	地域区分	6	算定基準	Ｈ２５年基準（U_A値）	断熱性能※	0.50 W/㎡・K

※外皮平均熱貫流率（U_A値：小数点第二位まで、第三位以下切り上げ）または熱損失係数（Q値：小数点第二位まで、第三位以下四捨五入）を記入してください

2．申請する住宅の所在地

〒 ○○○-○○○○
○○ 県 ○○ 市 ○○○町 ○丁目○番○○号

・申請する住宅の所在地を記入
・原則は地番記入

3．事業予定期間 ※建売の場合は、着手予定日は記入不要。完了予定日に引渡予定日を記入すること。

着手予定日	平成 27 年 ○ 月 ○○ 日	完了予定日	平成 27 年 ○○ 月 ○○ 日

4．補助金交付申請額 1,300,000 円

入力した条件で自動表示

5．暴力団排除に関する誓約
次ページ記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

次ページの誓約事項を熟読し理解の上で申請して下さい

■手続代行者（担当者連絡先） ※会社名、支店名および住所は、上記、手続代行者と異なる場合のみ記入してください。

会 社 名		支 店 名	
住 所	〒 都道府県 市区町村		
所 属	△△△△△△△△	氏 名	△△ △△
電 話 番 号	(△△) △△△△ － △△△△	ＦＡＸ番号	(△△) △△△△ － △△△△
携帯電話番号	(△△△) △△△△ － △△△△	Ｅ－ｍａｉｌ	△△△△△△ @ △△△△△△△△

（備考）用紙は日本工業規格Ａ４とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビル … 産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入 … 制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消 …

・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入すること
・緊急時に連絡が取れる連絡先を必ず記入すること

H25年基準

事業主基準

【交付申請書（様式第１）】

様式第１（交付申請書）

平成　27　年　○　月　○○　日
（　２　／　２　枚）

・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
・（1）～（4）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

暴力団排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）私が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）私が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）私が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

【実施計画書（1／4）】

H25年基準

H25年基準　申請用

定型様式１（１／４）

実施計画書

募集次区分　一次公募

1. 申請者　氏　名

電話番号　○○－(

2. 住宅の概要　建築区分　新築

地域区分　6　年間日射地域区分　A3

年間日射地域区分
→独立行政法人 建築研究所ホームページで
提供する日射量地域区分をもとに入力して下さい
http://www.kenken.go.jp/becc/
「年間日射地域区分及び暖房期日射地域区分」を
参照し、該当する地域区分を記入

工法（該当工法に■をつける）
■ 木造（軸組構法）　□ S造
□ 木造（枠組壁工法）　□ その他（

小計は自動計算で表示

床面積

階数	主たる居室（㎡）	その他居室（㎡）	非居室（㎡）	小計（㎡）
1F	46.37	11.59	20.70	78.66
2F	18.39	38.92	2.84	60.15
3F				
合計（㎡）	64.76	50.51	23.54	138.81

（注）床面積は小数点第二位まで、三位以下四捨五入で記入すること

各階ごとの主たる居室、その他居室、
非居室の床面積を記入すること

合計は自動計算で表示

3. 断熱性能　外皮平均熱貫流率（U_A）　0.50　W/㎡・K
（小数点第二位まで、三位以下切り上げ）

外皮計算書の
結果より転記

冷房期の外皮平均日射熱取得率（η_A）　1.8　（小数点第一位まで、二位以下切り上げ）

4. 補助対象事業の効果　（後述の計算結果記入表より自動で表示します）

後述の計算結果記入表から自動で表示

■ 年間一次エネルギー消費削減量　92,943.0　MJ/年　（小数点第一位まで、二位以下切捨て）後述(Stotal)より自動表示

■ 年間一次エネルギー消費削減率　110.7　%　（小数点第一位まで、二位以下切捨て）後述(R)より自動表示

■ 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率　29.1　%　（小数点第一位まで、二位以下切捨て）後述(R')より自動表示

5. 他の補助金への申請状況

応募（申請）しているまたは予定している
補助金事業があれば記入

他の補助金等に応募（申請）している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を

□ 平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）
□ 省エネ住宅ポイント
□ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
□ その他（　　）

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

【実施計画書（2／4）】

H25年基準

H25年基準　申請用　　定型様式１（２／４）

外皮計算書の結果より転記

6. 住宅の高断熱外皮

（1） 当該住宅の断熱性能

外皮平均熱貫流率（UA）	0.50	W/㎡・K	冷房期の日射熱取得量（m_C）	6.1	W/（w/㎡）
外皮熱損失量（q）	172.6	W/K	暖房期の日射熱取得量（m_H）	5.9	W/（w/㎡）

※外皮平均熱貫流率（UA）は小数点第二位まで、三位以下切り上げ、それ以外は小数点第一位まで、二位以下四捨五入で記入すること

（2） 各部位の断熱外皮（必ず仕様書（カタログ等）の写しを添付すること）

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

熱的境界部位		断熱材の種類及び組み合わせ	熱伝導率（W/m・K）	厚さ（mm）	施工面積（m^2）
屋　根					
天　井		高性能グラスウール断熱材24K（100＋100）	0.036	200	78.66
外壁	一般部	高性能グラスウール断熱材24K	0.036	100	158.81
	階間部				
床	一般部	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	100	71.62
	外気に接する部分（オーバーハング、ピロティ等）	高性能グラスウール断熱材24K（100＋100）	0.036	200	2.48

断熱材を組み合わせて導入する場合はそれぞれの断熱材に分けて記入

熱的境界部位			断熱材の種類及び組み合わせ	熱伝導率（W/m・K）	厚さ（mm）	周長（m）
土間床等外周部	基礎断熱	外気に接する部分				
		床下に接する部分				
	床断熱（玄関等）	外気に接する部分	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	60	4.095
		床下に接する部分	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	60	4.095

外気に接する部分と土間面はセットで記入

土間床周長（m）を記入

部位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	庇等の有無	熱貫流率（W/m^2K）	日射熱取得率	面積（m^2）
窓	○○○	金属・プラスチック複合構造	Low－E　複層ガラス（A12）	無	2.33	0.4	27.07

部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率（W/m^2K）	面積（m^2）
ド　ア	○○○	金属製	断熱材充填フラッシュ構造○○仕様	3.49	1.89

【実施計画書（3／4）】

H25年基準　申請用

定型様式１（３／４）

H25年基準

7. 住宅の設備仕様

（注） 算定用WEBプログラムに算入したものを記入すること

算定用WEBプログラムに算入した設備の種類を記入

COPは自動計算で表示

① 空調設備

Ⅰ. 高効率個別エアコン・ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	種類	メーカー名	型番	機能区分	定格能力(kW)	定格消費電力(W)	COP
主たる居室	高効率個別エアコン	○○○○○○	○○○56△△△	暖房	6.7	1,650	4.06
				冷房	5.6	1,720	3.26
その他居室	高効率個別エアコン	○○○○○○	○○○22△△△	暖房	2.5	420	5.95
				冷房	2.2	380	5.79

（注） ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合は、主たる居室のみを記入すること

ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合は、主たる居室のみを記入

Ⅱ. パネルラジエーター・温水式床暖房等　（熱源機のみを記入するこ

設置場所	種類	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房COP	暖房部熱効率(%)
主たる居室							
その他居室							

熱源機の情報のみを記入

（注） 熱源設備が電気ヒートポンプ式の場合は、定格暖房能力および定格暖房消費電力を記入すること
（注） 熱源設備が潜
（注） パネルラジエ　と

パネルラジエーター・温水式床暖房以外の場合は、種類／メーカー名／型番のみを記入

1台あたりのものを記入

② 換気設備　（24時間換気に使用する換気設備のみ記入すること）

種類	メーカー名	型番	台数	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力(W)	換気風量(㎥/h)
ダクト式第一種換気	○○○	○○123○○○○	1		43.0	144

比消費電力合計	0.30	W/(㎥/h)

床暖房と併用の場合は■をつける

熱源の種類に応じて該当する欄に効率を記入

比消費電力合計は自動計算で表示

③ 給湯設備　（セット型番があるものは、セット型番で記入すること）

床暖房と併用の場合は■をつける	種類	メーカー名	型番	効率			
				電気		ガス	石油
				年間給湯(保温)効率(%)	追焚保温(有/無)	エネルギー消費効率(%)	エネルギー消費効率(%)
□	潜熱回収型ガス給湯機	○○○○	○○○○○○-123			94.3	
□							

（注　／型番のみを記入

燃料電池（エネファーム）の場合は種類／メーカー名／型番のみ記入

セット型番があるものはセット型番で記入すること

④ 太陽光発電システム

太陽電池アレイの種類	メーカー名	型番	公称最大出力の合計(kW)
結晶シリコン系太陽電池	○○○○	○○○○－○○○	7.6

新設する太陽光パネルの公称最大出力の合計が、10kW以上である場合は⑤を記入すること

⑤ パワーコンディショナ

メーカー名	型番	定格出力(kW)	台数	定格出力の合計(kW)
○○○○	○○40○○	4.0	2	8.0

提出書類

H25年基準

【実施計画書（4／4）】

表の記入必要箇所に記入すると
計算は全て自動で計算されます

H25年基準　申請用

定型様式１（４／４）

8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※基準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P23を参照してください。

※以下の表の計算結果欄に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表

算定プログラム VER. 1.13

■基準一次エネルギー消費量

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	29,181	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC	7,272	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV	5,160	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW	25,091	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL	17,217	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計（B）		Ess	83,921	MJ/戸・年	EH + EC + EV + EL + EHW

■設計一次エネルギー消費量（太陽光発電による創エネルギーを除いたもの）

－ 補正前の設計一次エネルギー消費量の算出

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
設計一次エネルギー消費量	暖房設備	EH1	21,431	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC1	7,250	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV1	5,217	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	16,256	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL1	9,268	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
コージェネレーションシステムによる総発電量		Ecgs		MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量　合計　（補正前）		Etotal	59,422	MJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV1 + EL1 + EHW1 − Ecgs

－ 空気集熱式太陽熱利用システムの設置による補正

※1 （EHr×A−EHsystem）＋（EHWr×A−EHWsystem）＋（EV1×RV）

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag		㎡	建築図面より算出
透過体のない集熱部の有効集熱面積	As		㎡	建築図面より算出
集熱部面積	A		㎡	Ag＋（As÷2）
集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr		MJ/年㎡	別表2-1-a
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem		MJ/戸・年	別表2-1-b
集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr		MJ/年㎡	別表2-1-c
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem		MJ/戸・年	別表2-1-d
換気設備一次エネルギー消費削減率	RV		−	別表2-1-e
空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量	SD		MJ/戸・年	※1

設計一次エネルギー消費量　合計　（補正後）	Etotal’	59,422	MJ/戸・年	Etotal − SD
設計一次エネルギー消費削減量（補正後）（C）	Ssubtotal	24,499	MJ/戸・年	Ess − Etotal’

■太陽光発電による創エネルギー量（D）を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電等による発電量　（参考値）　総発電量	EPVC	68,444	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
太陽光発電による総発電量（D）	EPVC’	68,444	MJ/戸・年	EPVC−Ecgs

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量　（C）	Ssubtotal	24,499	MJ/戸・年	Ess − Etotal’
年間一次エネルギー消費削減量　（C）＋（D）	Stotal	92,943	MJ/戸・年	Ssubtotal ＋ EPVC’
年間一次エネルギー消費削減率　｛（C）＋（D）｝÷（B）×100	R	110.7	%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率　（C）÷（B）×100	R’	29.1	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100

算定要領

H25年基準

【実施計画書（4／4）算定要領】

H25年基準　申請用

定型様式１（４／４）

8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※基準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募

※以下の表の計算結果欄に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果

プログラム初期画面の「計算バージョン」の値を記入

計算結果記入表

算定プログラム VER. 1.13

■基準一次エネルギー消費量

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	29,181		
	冷房設備	EC	7,272		
	換気設備	EV	5,160		
	給湯設備	EHW	25,091		
	照明設備	EL	17,217		
基準一次エネルギー消費量 合計（B）		Ess	83,921		

算定用WEBプログラムの結果から転記

EH：暖房設備の基準一次エネルギー消費量
EC：冷房設備の基準一次エネルギー消費量
EV：換気設備の基準一次エネルギー消費量
EHW：給湯設備の基準一次エネルギー消費量
EL：照明設備の基準一次エネルギー消費量

■設計一次エネルギー消費量（太陽光発電による創エネルギーを除いたもの）

－ 補正前の設計一次エネルギー消費量の算出

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
設計		EH1	21,431	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
		EC1	7,250		
		EV1	5,217		
		EHW1	16,256		
		EL1	9,268		
コージ		Ecgs			
設計		Etotal	59,422		

算定用WEBプログラムの結果から転記

EH1：暖房設備の設計一次エネルギー消費量
EC1：冷房設備の設計一次エネルギー消費量
EV1：換気設備の設計一次エネルギー消費量
EHW1：給湯設備の設計一次エネルギー消費量
EL1：照明設備の設計一次エネルギー消費量

算定用WEBプログラムの結果から転記

コージェネレーション設置ありの場合、
Ecgs：「太陽光発電を採用しない」を選択した場合の
「太陽光発電等による発電量（参考値）総発電量」

－ 空気集熱式太陽熱利用システムの設置による補正

※1 （EHr×A−EHsystem）＋（EHWr×A−EHWsystem）＋（EV1×RV）

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
透		Ag		㎡	建築図面より算出
透		As		㎡	建築図面より算出
集		A		㎡	Ag＋（As÷2）
集		EHr		MJ/年㎡	別表2-1-a
空		EHsystem		MJ/戸・年	別表2-1-b
集		EHWr		MJ/年㎡	別表2-1-c
給		EHWsystem		MJ/戸・年	別表2-1-d
換		RV		－	別表2-1-e
空		SD		MJ/戸・年	※1
設		Etotal’	59,422	MJ/戸・年	Etotal − SD
設		Ssubtotal	24,499	MJ/戸・年	Ess − Etotal’

空気集熱式太陽熱利用ありの場合（P69・70手順参照）

※別表を参照する際には単位をMJに換算して記入する
（別表の数値（GJ）に1000を乗ずる）

①太陽光熱を暖房のみ、又は暖房と給湯に利用する場合
EHr：別表2-1-a から読み取る

②太陽光熱を暖房と給湯に使用する場合
EHWr：別表2-1-c から読み取る
上記以外は、EHWr：0とする

③システム駆動専用の太陽光発電の場合
EHsystem：0とする
EHWsystem：0とする

④24時間換気との連動の場合
RV：別表2-1-e から読み取る

■太陽光発電による創エネルギー量（D）を算出

項目	記号	計算結果
太陽光発電等による発電量 （参考値） 総発電量	EPVC	68,444
太陽光発電による総発電量（D）	EPVC’	68,444

算定ツール結果から転記

EPVC：「太陽光発電を採用する」を選択した場合の
「太陽光発電等による発電量（参考値） 総発電量」

EPVC’：EPVCからコージェネレーションシステムによる
創エネルギー分を除いたもの

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 （C）	Ssubtotal	24,499	MJ/戸・年	Ess − Etotal’
年間一次エネルギー消費削減量 （C）＋（D）	Stotal	92,943	MJ/戸・年	Ssubtotal ＋ EPVC’
年間一次エネルギー消費削減率 ｛（C）＋（D）｝÷（B）×100	R	110.7	%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 （C）÷（B）×100	R’	29.1	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100

事業主基準

【実施計画書（1／4）】

事業主基準　申請用

定型様式１（１／４）

実施計画書

募集次区分　一次公募

1. 申請者　氏　名　○○ ○○○

電話番号　○○－○○○○－○○○○

2. 住宅の概要　建築区分　新築

地域区分　6

工　法（該当工法に■をつける）
■ 木造（軸組構法）　□ S造　□ RC造
□ 木造（枠組壁工法）　□ その他（　　）

床面積　138.81 ㎡（小数点第二位まで、三位以下四捨五入）

1F　78.66 ㎡、2F　60.15 ㎡、3F　　㎡、（地下　　㎡）
（小数点第二位まで、三位以下四捨五入）

床面積の合計を記入し、各階ごとの床面積を記入

3. 断熱性能　熱損失係数（Q値）　1.67　W/㎡・K
（小数点第二位まで、三位以下四捨五入）

夏期日射取得係数　　（8地域の場合のみ）

Q値算出計算書の結果より転記

4. 補助対象事業の効果（後述の計算結果記入表より自動で表示します）

後述の計算結果記入表から自動で表示

■ 年間一次エネルギー消費削減量　106.4　GJ/年　（小数点第一位まで、二位以下切捨て）後述(Stotal)より自動表示

■ 年間一次エネルギー消費削減率　153.9　%　（小数点第一位まで、二位以下切捨て）後述(R)より自動表示

■ 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率　37.1　%　（小数点第一位まで、二位以下切捨て）後述(R')より自動表示

5. 他の補助金への申請状況

応募（申請）しているまたは予定している補助金事業があれば記入

他の補助金等に応募（申請）している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を

□ 平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）
□ 省エネ住宅ポイント
□ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
□ その他（　　）

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

【実施計画書（2／4）】

事業主基準　申請用

定型様式１（２／４）

6. 住宅の高断熱外皮

（1） 当該住宅の断熱性能

当該住宅の熱損失係数（Q値）	1.67	W/㎡・K	夏期日射取得係数		8地域の場合のみ

（2） 各部位の断熱外皮（必ず仕様書（カタログ等）の写しを添付すること）

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

熱的境界部位		断熱材の種類及び組み合わせ	熱伝導率 (W/m・K)	厚さ（mm）	施工面積 (m^2)
屋　根					
天　井		高性能グラスウール断熱材24K（100＋100）	0.036	200	78.66
外壁	一般部	高性能グラスウール断熱材24K	0.036	100	158.81
	階間部				
床	一般部	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	100	71.62
	外気に接する部分（オーバーハング、ピロティ等）	高性能グラスウール断熱材24K（100＋100）	0.036	200	2.48

断熱材を組み合わせて導入する場合は
それぞれの断熱材に分けて記入

熱的境界部位			断熱材の種類及び組み合わせ	熱伝導率 (W/m・K)	厚さ（mm）	周長（m）
土間床等外周部	基礎断熱	外気に接する部分				
		床下に接する部分				
	（玄関等）床断熱	外気に接する部分	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	60	4.095
		床下に接する部分	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	60	4.095

外気に接する部分と
土間面はセットで記入

土間床周長（m）を記入

部位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	庇等の有無	熱貫流率 (W/m^2K)	日射熱取得率	面積（m^2）
窓	○○○	金属・プラスチック複合構造	Low－E　複層ガラス（A12）	無	2.33	0.4	27.07

部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/m^2K)	面積（m^2）
ド　ア	○○○	金属製	断熱材充填フラッシュ構造○○仕様	3.49	1.89

事業主基準

【実施計画書（3／4）】

事業主基準　申請用

定型様式１（３／４）

7．住宅の設備仕様

（注） 算定用WEBプログラムに算入したものを記入すること

算定用WEBプログラムに算入した設備の種類を記入

COPは自動計算で表示

① 空調設備

Ⅰ．高効率個別エアコン・ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	種類	メーカー名	型番	機能区分	定格能力(kW)	定格消費電力(W)	COP
LDK	高効率個別エアコン	○○○○○○	○○○56△△△	暖房	6.7	1,650	4.06
				冷房	5.6	1,720	3.26
LDK以外	高効率個別エアコン	○○○○○○	○○○22△△△	暖房	2.5	420	5.95
				冷房	2.2	380	5.79

（注） ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合は、LDKのみを記入すること

ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合は、LDKのみを記入

Ⅱ．温水式床暖房等　（熱源機のみを記入すること）

設置場所	種類	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房COP	暖房部熱効率(%)
LDK							
LDK以外							

熱源機の情報のみを記入

（注） 熱源設備が電気ヒートポンプ式の場合は、定格暖房能力および定格暖房消費電力を記入すること
（注） 熱源設備が潜熱
（注） 温水式床暖房

温水式床暖房以外の場合は、種類／メーカー名／型番のみを記入

1台あたりのものを記入

② 換気設備　（24時間換気に使用する換気設備のみ記入すること）

種類	メーカー名	型番	台数	温度（顕熱）交換効率(%)	消費電力(W)	換気風量(㎥/h)
ダクト式第一種換気	○○○	○○123○○○○	1		43.0	144

比消費電力合計	0.30	W/(㎥/h)

床暖房と併用の場合は■をつける

熱源の種類に応じて該当する欄に効率を記入

比消費電力合計は自動計算で表示

③ 給湯設備　（セット型番があるものは、セット型番で記入すること）

床暖房と併用の場合は■をつける	種類	メーカー名	型番	効率			
				電気		ガス	石油
				年間給湯（保温）効率(%)	追焚保温（有/無）	エネルギー消費効率(%)	エネルギー消費効率(%)
□	潜熱回収型ガス給湯機	○○○○	○○○○○○-123			94.3	
□							

（注 型番のみを記入す

燃料電池（エネファーム）の場合は種類／メーカー名／型番のみ記入

セット型番があるものはセット型番で記入すること

④ 太陽光発電システム

メーカー名	型番	公称最大出力の合計(kW)
○○○○	○○○○123○○4	7.6

新設する太陽光パネルの公称最大出力の合計が、10kW以上である場合は⑤を記入すること

⑤ パワーコンディショナ

メーカー名	型番	定格出力(kW)	台数	定格出力の合計(kW)
○○○○	○○40○○	4.0	2	8.0

提出書類

【実施計画書（4／4）】

表の記入必要箇所に記入すると
計算は全て自動で計算されます

事業主基準　申請用

定型様式１（４／４）

8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※標準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※以下の表の計算結果欄に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表

算定ツール　VER.　1.2.6

事業主基準

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量（面積補正前）

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	53.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量（面積補正前）	Est	59.8	GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出（再生可能エネルギー等の効果は除いたもの）

項目				記号	計算結果	単位	計算方法等
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		EH1		GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合	Q2　2.7	H2	17.9	GJ/戸・年	Q2（断熱区分（ウ））の算定ツール結果
			Q1　1.9	H1	8.5	GJ/戸・年	Q1（断熱区分（オ））の算定ツール結果
				EHQ	5.7	GJ/戸・年	
	冷房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		EC1		GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合	Q2　2.7	C2	5.5	GJ/戸・年	Q2（断熱区分（ウ））の算定ツール結果
			Q1　1.9	C1	6.2	GJ/戸・年	Q1（断熱区分（オ））の算定ツール結果
				ECQ	6.4	GJ/戸・年	
	換気設備			EV	4.1	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	給湯設備			EHW	14.5	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	照明設備			EL	6.8	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費量（面積補正前）	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合			Etotal		GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV + EHW + EL
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合				37.5		EHQ + ECQ + EV + EHW + EL
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合			SA		GJ/戸・年	Est − Etotal(EH1 + EC1 + EV + EHW + EL)
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合				22.3		Est − Etotal(EHQ + ECQ + EV + EHW + EL)
按分比率				−	61.6	%	別表1

■一次エネルギー消費削減量の算出（再生可能エネルギー等を設置する場合）　※1（EHr×A−EHsystem）＋（EHWr×A−EHWsystem）＋（EV×RV）

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS		GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB		GJ/戸・年	EHW − EHWS
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs		GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツールの結果
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'		GJ/戸・年	Est − {(Est − Ecgs) ÷ 按分比率}
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC		GJ/戸・年	Etotal − Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag		㎡	建築図面より算出
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As		㎡	建築図面より算出
	集熱部面積	A		㎡	Ag＋(As÷2)
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr		GJ/年㎡	別表2−1−a
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem		GJ/戸・年	別表2−1−b
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr		GJ/年㎡	別表2−1−c
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem		GJ/戸・年	別表2−1−d
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV		−	別表2−1−e
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD		GJ/戸・年	※1
一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)		Ssubtotal	22.3	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■一次エネルギー消費削減量の面積補正

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量　(B)	Est'	69.1	GJ/戸・年	Est ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費削減量　(C)	Ssubtotal'	25.7	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費量（太陽光発電を除く）	Etotal'	43.4	GJ/戸・年	Est' − Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量（D）を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
エネルギー消費削減量	EPVC	21.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E)　(D)	SE	80.7	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
熱損失係数（Q値）	−	1.67	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	−	138.81	㎡	実施計画書1頁目で設定した値
年間一次エネルギー消費削減量　(C)＋(D)	Stotal	106.4	GJ/戸・年	Ssubtotal' ＋ SE
年間一次エネルギー消費削減率　{(C)＋(D)}÷(B)×100	R	153.9	%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率　(C)÷(B)×100	R'	37.1	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100

算定要領

【実施計画書（4／4）算定要領】

事業主基準　申請用

定型様式１（４／４）

8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※標準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※以下の表の計算結果欄に記入すると計　　自動で表示します。

プログラム初期画面の「計算バージョン」の値を記入

算定ツール結果の当該特定住宅（住宅タイプ）の基準一次エネルギー消費量（一戸当り）

計算結果記入表

算定ツール　VER.　1.2.6

コージェネレーションシステムを設置する場合は、Q値が[断熱区分(オ)]に示す値より小さい場合でもP73手順②に加えて、必ずP73手順①に示す計算方法も算出すること

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
	Ess	53.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	Est	59.8	GJ	

■一次エネルギー消費削減量の算出（再生可能エネルギー等の効果は除いたもの）

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
		EH1		GJ	
		H2	17.9	GJ	
		H1	8.5	GJ	
		EHQ	5.7	GJ/戸・年	
		EC1		GJ	
		C2	5.5	GJ	
		C1	6.2	GJ	
		ECQ	6.4	GJ	
量	換気設備	EV	4.1	GJ	
	給湯設備	EHW	14.5	GJ	
	照明設備	EL	6.8	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費量（面積補正前）		Etotal		GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV + EHW + EL
			37.5		EHQ + ECQ + EV + EHW + EL
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)		SA		GJ	
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合		22.3		
按分比率		―	61.6		

Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合（P73手順②参照）
算定ツール結果から転記

H2：断熱区分(ウ)で行った結果の暖房設備一次エネルギー消費量
H1：断熱区分(オ)で行った結果の暖房設備一次エネルギー消費量

C2：断熱区分(ウ)で行った結果の冷房設備一次エネルギー消費量
C1：断熱区分(オ)で行った結果の冷房設備一次エネルギー消費量

Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合（P73手順①参照）
算定ツール結果から転記

EH1：暖房設備一次エネルギー消費量

Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合（P73手順①参照）
算定ツール結果から転記

EC1：冷房設備一次エネルギー消費量

算定ツール結果から転記
EV　：換気設備一次エネルギー消費量
EHW：給湯設備一次エネルギー消費量
EL　：照明設備一次エネルギー消費量

コージェネレーションシステムを設置する場合、P73手順①の結果を使用すること

■一次エネルギー　　設置する場合）　※1（EHr×A-EHsystem）＋（EHWr×A-EHWsystem）＋（EV×RV）

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器		EHWS		GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果
		SB			
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs			
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'			
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC			
		Ag			
		As			
		A			
	減量	EHr		GJ/年㎡	別表2-1-a
		EHsystem		GJ/戸・年	別表2-1-b
	減量	EHWr		GJ/年㎡	別表2-1-c
		EHWsystem		GJ/戸・年	別表2-1-d
		RV		－	別表2-1-e
		SD		GJ/戸・年	※1
	)	Ssubtotal	22.3	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

算定ツール結果から転記

太陽熱温水器を設置ありの場合（P71・72手順参照）

EHWS：給湯設備一次エネルギー消費量

算定ツール結果から転記

コージェネレーション設置ありの場合（P71・72手順参照）

Ecgs：コージェネレーションシステムを設置時の一次エネルギー消費量

空気集熱式太陽熱利用ありの場合（P69・70手順参照）

①太陽光熱を暖房のみ、又は暖房と給湯に利用する場合
EHr：別表2-1-a から読み取る

②太陽光熱を暖房と給湯に使用する場合
EHWr：別表2-1-c から読み取る
上記以外は、EHWr：0とする

③システム駆動専用の太陽光発電の場合
EHsystem：0とする
EHWsystem：0とする

④24時間換気との連動の場合
RV：別表2-1-e から読み取る

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
	Est'	69.1	GJ/戸・年	Est ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費削減量　(C)	Ssubtotal'	25.7	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費量（太陽光発電を除く）	Etotal'	43.4	GJ/戸・年	Est' － Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量（D）を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
エネル	EPVC	21.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エ	SE	80.7	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

算定ツール結果から転記

EPVC：太陽光発電システムの発電量（評価分）

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
熱損失係数（Q値）	―	1.67	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	―	138.81	㎡	実施計画書1頁目で設定した値
年間一次エネルギー消費削減量　(C)＋(D)	Stotal	106.4	GJ/戸・年	Ssubtotal' ＋ SE
年間一次エネルギー消費削減率　｛(C)＋(D)｝÷(B)×100	R	153.9	%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率　(C)÷(B)×100	R'	37.1	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100

事業主基準

H25年基準

事業主基準

【交付要件等確認書】

定型様式２

交付要件等確認書

すべての確認欄にチェックが入っていることを確認すること

（交付要件について）

	確認欄
本事業の交付要件（公募要領5ページ）について、全て確認し、了承している。	□

（申請者の資格）

申請者は、申請する新築住宅の建築主、新築建売住宅の購入予定者、または既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住する。	□
申請者は、暴力団排除に関する誓約事項（公募要領45ページ）について熟読し、理解の上、これに同意している。	□

（事業期間について）

交付決定通知が届いた後に本事業に着手することを理解している。	□
補助金に係る工事の完了予定日および工事代金の支払完了予定日が事業期間内であることを確認している。 新築建売住宅の場合は、引渡予定日および住宅の購入代金の支払完了予定日が事業期間内であることを確認している。 （施工予定会社等に確認している）	□

（個人情報の利用目的について）

本事業における個人情報の取扱い（公募要領17ページ）について理解し、了承している。	□

（申請提出書類一式について）

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。	□

（申請する住宅の仕様について）

高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅であることを確認している。	□
交付要件に定める断熱性能を満たしている。	□
エネルギー計測装置の導入が必須であり、補助対象外であることを了承している。	□
太陽光発電システムの導入が必須であり、新設する太陽光パネルの公称最大出力の合計またはパワーコンディショナの定格出力の合計が10kW未満であること。また、当該システムが補助対象外であることを了承している。	□
補助対象設備に係る申請者と施工業者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。	□

（交付決定の選定について）

本事業が定める審査方針・方法（公募要領15ページ）について全て確認し、了承している。	□
申請した事業が必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	□

（現地調査及び取材等の協力）

交付決定以降、事業が公正に実施されているか判断するための現地調査に協力できる。	□
交付決定以降、補助対象事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	□

（エネルギー計測装置について）

本事業のエネルギー計測装置に係る要件（公募要領11ページ）について、全て確認し、了承している。	□
本事業終了後、3年間のエネルギー使用量（電力、ガス、灯油等）及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーション等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し、定期報告アンケートにより報告することを理解している。	□

※必ず申請者ご本人がチェック及び記入してください。（手続代行者の代筆は不可）

※チェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

必ず申請者本人が署名し、実印を捺印してください　※代行者不可

必ず申請者本人が署名し、申請者印は実印で捺印すること
（連名者がいる場合は連名者本人が署名し、実印を捺印）

６. よくある質問と回答

Q1 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と国土交通省の「省エネ住宅ポイント」を併用することは可能ですか？

A1 国土交通省の「省エネ住宅ポイント」に申請している、または申請予定の住宅は、ポイントの発行と重複して本補助金の交付決定はされないのでご注意下さい。

Q2 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」とその他、国庫を財源とする事業との併用は可能ですか？

A2 補助対象が重複する部分については併用できません。

Q3 過去に国庫補助金を受けた事がある既築住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の補助金に申請することは可能ですか？

A3 財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。

Q4 応募が多数あり、補助対象事業の申請金額合計が予算を上回った場合はどうなりますか？

A4 先着順ではありません。太陽光発電システム分を除いた一次エネルギー消費削減率、住宅の断熱性能などを公正に審査して決定いたします。

Q5 交付決定日の前に着工してしまった場合、補助対象から外れますか？

A5 事前着工（新築建売住宅の場合を除く）や事前引渡し（新築建売住宅の場合）を行った場合、補助金の交付ができません。交付決定日以降、事業に着手をして下さい。

Q6 申請書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？

A6 多数の申請が想定されるため、郵送に限定しています。書留等、配達記録の残る方法で送付下さい。

Q7 SIIへの申請書類の捺印はすべて実印でおこなうのでしょうか？

A7 捺印には、印鑑登録がなされている印をお使い下さい。

Q8 熱交換換気システムを導入する場合の一次エネルギー計算はどのように行うのでしょうか？

A8 算定用WEBプログラムで「熱交換換気あり」として下さい。外皮性能の計算には反映できません。

Q9 交付決定通知を受け取った後の提出書類（「補助対象事業実績報告書」等）の記入はどのように行うのでしょうか？

A9 交付決定通知時に別途配布する「関連書類作成要領書」に記入方法の詳細が記載されています。

Q10 申請にあたって、SIIに行き、詳細部分について直接相談することは可能ですか？

A10 SIIでは直接のご相談は承っておりません。ご質問事項は都度、問い合わせ窓口までお電話下さい。

Q11 平成26年度事業で導入が必須要件であった「プラスワン・システム」または「その他省エネルギーシステム」は今回の事業でも必須要件ですか？

A11 今回の事業では必須ではありません。「プラスワン・システム」または「その他省エネルギーシステム」の事前相談も受付けておりません。

Q12 新築住宅で太陽光発電システムについて10kW以上のものを設置し、余剰買取方式にした場合、補助対象事業の要件に適合しますか？

A12 新設する太陽光発電パネルの公称最大出力の合計が10kW未満とすること又はパワーコンディショナの定格出力が合計で10kW未満とすることが要件となります。

Q13 地域区分1、2、3以外で、寒冷地特別仕様として申請をしたいが可能ですか？

A13 寒冷地におけるZEH導入コストに鑑みた制度ですので、その他の地域区分での申請はできません。

Q14 二世帯で住むが単世帯として申請する場合、太陽光発電システムを2系統に分けてもよいですか？

A14 2系統に分けても構いません。但し、申請は単世帯のため、2系統の太陽光パネルの公称出力の合計が10kW未満又は2系統のパワーコンディショナの定格出力が合計で10kW未満として下さい。

Q15 定期報告アンケートの回答を怠った場合はどうなりますか？

**A15 定期報告アンケートの回答は事業の要件となっております。
回答がない場合は、未回答者として事務局で記録をさせて頂きます。**

Q16 公募説明会に参加しないと申請できないのでしょうか？

A16 公募説明会に参加することは必須ではありません。

7. 参考資料

・（別表1）地域区分・暖冷房方式別の按分比率

・空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量（省エネ量D）の詳細

・（別表２－１－a）集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量
（部分間欠暖房の場合）

・（別表２－１－b）空気搬送に要するシステムの一次エネルギーの消費量

・（別表２－１－c）集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量

・（別表２－１－d）給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量

・（別表２－１－e）換気エネルギーの削減効果

■（別表１）地域区分・暖冷房方式別の按分比率

按分比率は、「太陽光発電システムによる創エネルギー量（D）」の算出等のため、入力します。
但し、地域区分と冷暖房方式により数値が異なりますので、下表から選定して下さい。

区分		按分比率
地域区分	暖冷房方式に係る区分	
1	すべての暖房方式	80.3%
2	すべての暖房方式	78.8%
3	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
4	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
5	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
6	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
7	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
8	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

（解説）

算定用WEBプログラムでは、EPVCが表示されますが、総発電量とは図1の関係にあります。
従いまして、下式によりEPVCより「太陽光発電システムによる創エネルギー量（D）」を算定します。

「太陽光発電システムによる創エネルギー量（D）」

= EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

［図1］ **「太陽光発電システムによる創エネルギー量（D）」**

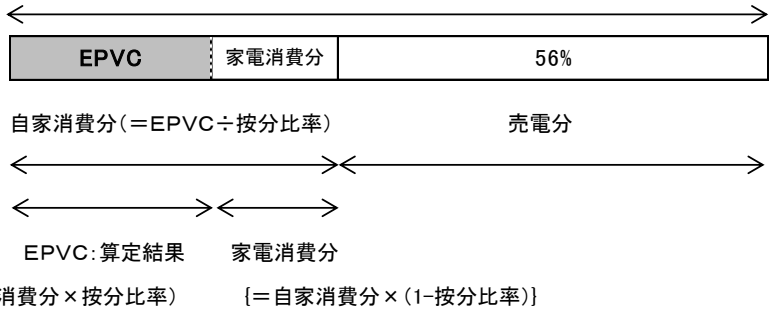

■空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量（省エネ量D）の詳細

空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量（省エネ量D）の詳細

事業主基準の算定ツールでは、空気集熱式太陽熱利用システムの効果を評価することはできません。
本事業への応募にあたっては、採用するシステムにおける省エネ手法（太陽熱の利用用途：暖房のみまたは暖房・給湯利用、システム駆動専用の太陽光発電の採用、24時間換気との連動）に応じて、エネルギー消費削減量を評価することも可とします。
具体的には次の手順に従って、提案するシステムに応じた集熱面積あたりの一次エネルギー削減量を早見表から求め、システム駆動条件等に応じた一次エネルギー消費量を計算して、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量（省エネ量D）を求めます。

＜対象システム＞
本計算では、屋根空気集熱式太陽熱利用システムとして、次の（1）～（3）で構成されているものを対象とします。

【構成システム】

項目	内容
(1)集熱部	・ガラス等の透過体を持つ集熱部を基本とする。 ・暗色鋼板による屋根葺き材を用いた透過体のない集熱部と組み合わせても良い。 ただし、透過体のない集熱部は透過体を持つ集熱部の空気の流れの上流側に設置しなければならない。
(2)搬送部	・暖房時は暖気を室内に搬送、中間期・夏期は室内を経由せずに排気するための風路切り替えダンパーおよびダクトを設置すること。
(3)蓄熱部	・太陽熱を暖房に利用するためには、基礎コンクリート等の熱容量を利用した蓄熱部を設けなければならない。 ・蓄熱部は放熱ロスを最小限に抑えるよう断熱を施すこと。

＜一次エネルギー消費量の計算方法＞
① 本計算では、次の4 つの省エネ手法について、エネルギー削減量を計算します。 まず、計算にあたり、採用する手法を整理します。

・手法1 ： 太陽熱を暖房のみに利用 （暖房エネルギー消費量の削減）

・手法2 ： 太陽熱を暖房と給湯に利用 （暖房・給湯エネルギー消費量の削減）

・手法3 ： システム駆動専用の太陽光発電の採用 （システム駆動エネルギー消費量の削減）

・手法4 ： 24 時間換気との連動 （換気エネルギー消費量の削減）

② 提案するシステムの集熱面積を下式から算出します。

A：集熱部面積
＝AG：透過体を持つ集熱器の有効集熱面積＋AS：透過体のない集熱部の有効集熱面積÷2

③ 提案するシステムで採用する省エネ手法に応じて、断熱地域区分別の早見表（別表2-1-a～2-1-e）から、集熱部の方位・傾斜角に対応した値を求めます。

EHr： 集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量 ※1
EHsystem： 空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 ※3
EHWr： 集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量 ※2
EHWsystem： 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 ※3
RV： 換気エネルギー消費量の削減率 ※4

※1手法1、手法2を採用する場合 → 暖房エネルギー削減量は、「部分間欠暖房（別表2-1-a）」から選択してください。

※2手法2を採用しない場合 → （EHWr）は0としてください。
※3手法3を導入する場合 → （EHsystem）及び（EHWsystem）は0としてください。
※4手法4を導入する場合 → （RV）を早見表から求めてください。

H25年基準

事業主基準

■【別表2－1－a】集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量［GJ/年・㎡］（部分間欠暖房の場合）

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、［MJ/年・㎡］単位に換算して下さい。

H25年基準地域区分	事業主基準地域区分	傾斜角 / 方位角	3寸勾配 16.70°	4寸勾配 21.80°	5寸勾配 26.57°	6寸勾配 30.96°	7寸勾配 34.99°	8寸勾配 38.66°	9寸勾配 41.99°	10寸勾配 45.00°
1	—	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.107	0.116	0.123	0.129	0.132	0.134	0.136	0.136
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.161	0.175	0.186	0.193	0.199	0.202	0.204	0.205
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.198	0.216	0.229	0.239	0.245	0.250	0.252	0.253
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.219	0.239	0.253	0.264	0.271	0.276	0.279	0.28
		真南から東西へ10° 未満	0.224	0.244	0.259	0.270	0.277	0.282	0.285	0.286
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.212	0.231	0.245	0.256	0.263	0.267	0.270	0.271
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.184	0.200	0.213	0.222	0.228	0.232	0.234	0.235
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.140	0.152	0.161	0.168	0.173	0.176	0.177	0.178
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.079	0.086	0.091	0.095	0.097	0.099	0.100	0.100
2	—	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.139	0.152	0.161	0.168	0.172	0.175	0.177	0.178
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.166	0.181	0.192	0.200	0.206	0.209	0.211	0.212
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.181	0.197	0.209	0.218	0.224	0.228	0.230	0.231
		真南から東西へ10° 未満	0.184	0.200	0.212	0.221	0.227	0.231	0.233	0.234
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.174	0.190	0.201	0.210	0.216	0.219	0.221	0.222
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.153	0.166	0.177	0.184	0.189	0.192	0.194	0.195
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.073	0.080	0.085	0.088	0.091	0.093	0.093	0.094
3	3	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.099	0.107	0.114	0.119	0.122	0.124	0.125	0.126
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.122	0.133	0.141	0.147	0.151	0.154	0.155	0.155
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.138	0.150	0.159	0.166	0.170	0.173	0.175	0.175
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.146	0.158	0.168	0.175	0.180	0.183	0.185	0.186
		真南から東西へ10° 未満	0.146	0.159	0.169	0.176	0.181	0.184	0.186	0.186
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.139	0.151	0.161	0.167	0.172	0.175	0.177	0.177
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.124	0.135	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.102	0.111	0.118	0.123	0.126	0.129	0.130	0.130
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.092
4	4	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.094	0.102	0.108	0.113	0.116	0.118	0.119	0.120
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.108	0.118	0.125	0.130	0.134	0.136	0.138	0.138
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.121	0.132	0.140	0.146	0.150	0.153	0.154	0.155
		真南から東西へ10° 未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.151	0.153	0.153
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.113	0.123	0.131	0.137	0.140	0.143	0.144	0.145
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.101	0.110	0.117	0.122	0.126	0.128	0.129	0.129
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.084	0.092	0.097	0.101	0.104	0.106	0.107	0.107
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.062	0.067	0.071	0.074	0.076	0.078	0.078	0.079
5	5	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.139	0.141	0.142	0.143
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.164	0.165
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.143	0.152	0.159	0.163	0.166	0.167	0.168
		真南から東西へ10° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.165	0.165
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.141	0.143	0.143
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.097	0.106	0.112	0.117	0.120	0.122	0.123	0.124
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.077	0.084	0.090	0.093	0.096	0.098	0.098	0.099
6	6	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.078	0.083	0.087	0.089	0.091	0.091	0.092
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.095	0.103	0.110	0.114	0.117	0.119	0.121	0.121
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.097	0.105	0.112	0.116	0.120	0.122	0.123	0.123
		真南から東西へ10° 未満	0.090	0.098	0.104	0.109	0.112	0.114	0.115	0.115
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.085	0.092	0.098	0.102	0.105	0.107	0.108	0.108
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.080	0.087	0.092	0.096	0.098	0.100	0.101	0.101
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.073	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.093
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074
7	7	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.094
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.113
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.112
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.082	0.090	0.095	0.099	0.102	0.104	0.105	0.105
		真南から東西へ10° 未満	0.077	0.084	0.089	0.093	0.095	0.097	0.098	0.098
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.095
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.074	0.080	0.085	0.089	0.091	0.093	0.094	0.094
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.071	0.077	0.082	0.085	0.088	0.089	0.090	0.090
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

※事業主基準の1地域、2地域は対象ではありません。

■【別表2－1－b】空気搬送に要するシステムの一次エネルギーの消費量 [GJ/年]

※空気搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、［MJ/年・㎡］単位に換算して下さい。

地域区分	傾斜角 / 方位角	3寸勾配 16.70°	4寸勾配 21.80°	5寸勾配 26.57°	6寸勾配 30.96°	7寸勾配 34.99°	8寸勾配 38.66°	9寸勾配 41.99°	10寸勾配 45.00°
1	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.150	1.150	1.148	1.144	1.139	1.133	1.126	1.120
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.228	1.227	1.225	1.221	1.215	1.209	1.202	1.195
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.284	1.284	1.282	1.277	1.272	1.265	1.258	1.250
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.320	1.320	1.317	1.313	1.307	1.300	1.293	1.285
	真南から東西へ10° 未満	1.335	1.335	1.332	1.328	1.322	1.315	1.307	1.300
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.329	1.329	1.326	1.322	1.316	1.309	1.302	1.294
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.302	1.302	1.299	1.295	1.289	1.283	1.275	1.268
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.254	1.254	1.252	1.248	1.242	1.236	1.228	1.221
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.186	1.186	1.183	1.179	1.174	1.168	1.161	1.154
2	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.184	1.184	1.182	1.178	1.173	1.167	1.160	1.153
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.241	1.241	1.239	1.234	1.229	1.222	1.215	1.208
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.281	1.281	1.279	1.274	1.269	1.262	1.255	1.247
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.271
	真南から東西へ10° 未満	1.312	1.312	1.310	1.305	1.299	1.293	1.285	1.278
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.303	1.303	1.301	1.296	1.290	1.284	1.276	1.269
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.278	1.278	1.275	1.271	1.265	1.258	1.251	1.244
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.236	1.236	1.233	1.229	1.223	1.217	1.210	1.203
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.177	1.177	1.175	1.171	1.166	1.160	1.153	1.146
3	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.248	1.248	1.246	1.242	1.236	1.230	1.223	1.215
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.270
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.345	1.345	1.343	1.338	1.332	1.325	1.318	1.310
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.370	1.370	1.368	1.363	1.357	1.350	1.342	1.334
	真南から東西へ10° 未満	1.380	1.380	1.377	1.372	1.366	1.359	1.351	1.343
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.374	1.373	1.371	1.366	1.360	1.353	1.345	1.337
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.352	1.351	1.349	1.344	1.338	1.331	1.324	1.316
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.314	1.314	1.311	1.307	1.301	1.294	1.287	1.279
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.261	1.261	1.258	1.254	1.248	1.242	1.235	1.227
4	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.511	1.510	1.507	1.502	1.496	1.488	1.479	1.471
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.543	1.542	1.539	1.534	1.527	1.519	1.511	1.502
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.586	1.586	1.583	1.577	1.570	1.562	1.553	1.544
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.620	1.620	1.617	1.611	1.604	1.596	1.587	1.577
	真南から東西へ10° 未満	1.633	1.633	1.630	1.624	1.617	1.609	1.600	1.590
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.621	1.621	1.618	1.612	1.605	1.597	1.588	1.578
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.588	1.588	1.585	1.579	1.572	1.564	1.555	1.546
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.545	1.545	1.542	1.537	1.530	1.522	1.513	1.504
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.513	1.513	1.510	1.505	1.498	1.491	1.482	1.473
5	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.509	1.509	1.506	1.501	1.494	1.486	1.478	1.469
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.568	1.567	1.564	1.559	1.552	1.544	1.535	1.526
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.611	1.611	1.608	1.602	1.595	1.587	1.578	1.568
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.639	1.639	1.635	1.630	1.623	1.614	1.605	1.596
	真南から東西へ10° 未満	1.652	1.651	1.648	1.643	1.635	1.627	1.617	1.608
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.649	1.649	1.646	1.640	1.633	1.624	1.615	1.605
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.631	1.631	1.628	1.622	1.615	1.607	1.597	1.588
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.598	1.598	1.595	1.589	1.582	1.574	1.565	1.556
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.549	1.549	1.546	1.541	1.534	1.526	1.517	1.508
6	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.078	1.078	1.076	1.072	1.067	1.062	1.056	1.049
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.112	1.111	1.109	1.106	1.101	1.095	1.089	1.082
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.136	1.136	1.134	1.130	1.125	1.119	1.113	1.106
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.152	1.152	1.150	1.146	1.141	1.135	1.128	1.122
	真南から東西へ10° 未満	1.159	1.159	1.156	1.152	1.147	1.141	1.135	1.128
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.156	1.156	1.154	1.150	1.145	1.139	1.132	1.126
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.145	1.145	1.143	1.139	1.134	1.128	1.121	1.115
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.125	1.124	1.122	1.118	1.113	1.108	1.101	1.095
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.095	1.095	1.093	1.089	1.084	1.079	1.073	1.066
7	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.084	1.084	1.082	1.078	1.073	1.068	1.061	1.055
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.104	1.104	1.102	1.098	1.093	1.087	1.081	1.075
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.128	1.128	1.126	1.122	1.117	1.111	1.105	1.098
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.149	1.149	1.146	1.142	1.137	1.131	1.125	1.118
	真南から東西へ10° 未満	1.161	1.161	1.159	1.155	1.150	1.144	1.137	1.131
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.163	1.163	1.161	1.157	1.152	1.146	1.139	1.133
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.154	1.154	1.152	1.148	1.143	1.137	1.131	1.124
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.137	1.137	1.134	1.130	1.125	1.120	1.113	1.107
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.115	1.115	1.112	1.109	1.104	1.098	1.092	1.085

H25年基準

事業主基準

■【別表2－1－c】集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量［GJ/年・㎡］

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、［MJ/年・㎡］単位に換算して下さい。

地域区分	傾斜角 / 方位角	3寸勾配 16.70°	4寸勾配 21.80°	5寸勾配 26.57°	6寸勾配 30.96°	7寸勾配 34.99°	8寸勾配 38.66°	9寸勾配 41.99°	10寸勾配 45.00°
1	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.183	0.187	0.189	0.190	0.190	0.190	0.189	0.187
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.204	0.208	0.210	0.212	0.212	0.211	0.210	0.209
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.219	0.223	0.226	0.227	0.227	0.227	0.226	0.224
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.228	0.232	0.235	0.236	0.236	0.236	0.235	0.233
	真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.227	0.232	0.234	0.236	0.236	0.235	0.234	0.233
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.218	0.222	0.225	0.226	0.226	0.226	0.225	0.223
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.202	0.206	0.209	0.210	0.210	0.210	0.209	0.207
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.181	0.184	0.187	0.188	0.188	0.187	0.187	0.185
2	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.191	0.194	0.196	0.198	0.198	0.197	0.196	0.195
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.209	0.213	0.215	0.217	0.217	0.217	0.215	0.214
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.222	0.226	0.229	0.230	0.230	0.230	0.229	0.227
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.229	0.233	0.236	0.237	0.238	0.237	0.236	0.234
	真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.226	0.231	0.233	0.235	0.235	0.234	0.233	0.232
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.216	0.221	0.223	0.224	0.225	0.224	0.223	0.222
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.201	0.205	0.207	0.208	0.209	0.208	0.207	0.206
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.180	0.183	0.185	0.186	0.187	0.186	0.185	0.184
3	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.197	0.200	0.203	0.204	0.204	0.204	0.203	0.201
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.221	0.226	0.228	0.230	0.230	0.229	0.228	0.227
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.239	0.244	0.247	0.248	0.248	0.248	0.247	0.245
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.250	0.254	0.257	0.259	0.259	0.259	0.257	0.256
	真南から東西へ10° 未満	0.253	0.258	0.261	0.262	0.263	0.262	0.261	0.259
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.249	0.254	0.257	0.258	0.259	0.258	0.257	0.255
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.238	0.243	0.245	0.247	0.247	0.247	0.245	0.244
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.220	0.224	0.227	0.228	0.228	0.228	0.226	0.225
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.194	0.198	0.200	0.201	0.202	0.201	0.200	0.199
4	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.254	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.294	0.292
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.317	0.315
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東西へ10° 未満	0.326	0.332	0.336	0.338	0.338	0.338	0.336	0.334
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.318	0.315
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.295	0.293
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.255	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
5	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.217	0.221	0.224	0.225	0.225	0.225	0.224	0.222
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.258	0.263	0.266	0.268	0.268	0.268	0.266	0.265
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.289	0.294	0.298	0.299	0.300	0.299	0.298	0.295
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.308	0.314	0.317	0.319	0.319	0.319	0.317	0.315
	真南から東西へ10° 未満	0.316	0.322	0.325	0.327	0.328	0.327	0.325	0.323
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.323	0.322	0.320
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.298	0.303	0.307	0.309	0.309	0.308	0.307	0.305
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.272	0.277	0.281	0.282	0.283	0.282	0.281	0.279
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.235	0.240	0.243	0.244	0.244	0.244	0.243	0.241
6	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.247	0.252	0.255	0.256	0.256	0.256	0.254	0.253
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.277	0.282	0.286	0.287	0.288	0.287	0.285	0.284
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.299	0.305	0.308	0.310	0.310	0.310	0.308	0.306
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.324	0.322	0.320
	真南から東西へ10° 未満	0.318	0.324	0.328	0.330	0.330	0.329	0.328	0.325
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.315	0.321	0.325	0.327	0.327	0.326	0.325	0.322
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.304	0.310	0.313	0.315	0.316	0.315	0.313	0.311
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.285	0.290	0.293	0.295	0.295	0.295	0.293	0.291
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.257	0.262	0.265	0.267	0.267	0.266	0.265	0.263
7	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.303	0.309	0.313	0.314	0.315	0.314	0.312	0.310
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.328	0.335	0.339	0.340	0.341	0.340	0.338	0.336
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.346	0.353	0.357	0.359	0.359	0.359	0.357	0.354
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.356	0.363	0.368	0.370	0.370	0.369	0.367	0.365
	真南から東西へ10° 未満	0.359	0.366	0.371	0.373	0.373	0.372	0.370	0.368
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.355	0.362	0.366	0.368	0.368	0.368	0.366	0.363
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.343	0.349	0.354	0.356	0.356	0.355	0.353	0.351
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.323	0.330	0.334	0.335	0.336	0.335	0.333	0.331
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.297	0.302	0.306	0.308	0.308	0.307	0.306	0.304

■【別表2－1－d】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

※給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、［MJ/年・㎡］単位に換算して下さい。

地域区分	傾斜角 / 方位角	3寸勾配 16.70°	4寸勾配 21.80°	5寸勾配 26.57°	6寸勾配 30.96°	7寸勾配 34.99°	8寸勾配 38.66°	9寸勾配 41.99°	10寸勾配 45.00°
1	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.795	0.796	0.796	0.794	0.792	0.789	0.786	0.782
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.815	0.817	0.817	0.815	0.813	0.810	0.806	0.803
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.849	0.850	0.850	0.848	0.846	0.843	0.839	0.835
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.879	0.880	0.880	0.878	0.876	0.873	0.869	0.865
	真南から東西へ10° 未満	0.895	0.896	0.896	0.894	0.892	0.889	0.885	0.881
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.892	0.894	0.894	0.892	0.889	0.886	0.882	0.878
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.873	0.874	0.874	0.873	0.870	0.867	0.863	0.859
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.844	0.845	0.845	0.843	0.841	0.838	0.834	0.830
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.818	0.819	0.819	0.817	0.815	0.812	0.809	0.805
2	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.830	0.831	0.831	0.830	0.827	0.824	0.821	0.817
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.852	0.853	0.853	0.851	0.849	0.846	0.842	0.838
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.887	0.888	0.888	0.886	0.884	0.880	0.877	0.873
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.918	0.919	0.919	0.917	0.915	0.911	0.907	0.903
	真南から東西へ10° 未満	0.935	0.936	0.936	0.934	0.931	0.928	0.924	0.920
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.932	0.934	0.933	0.932	0.929	0.926	0.922	0.917
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.912	0.913	0.913	0.911	0.909	0.905	0.902	0.897
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.881	0.883	0.882	0.881	0.878	0.875	0.871	0.867
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.854	0.855	0.855	0.854	0.851	0.848	0.844	0.841
3	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.832	0.833	0.833	0.832	0.829	0.826	0.823	0.819
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.859	0.860	0.860	0.859	0.856	0.853	0.849	0.845
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.897	0.898	0.898	0.897	0.894	0.891	0.887	0.883
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.930	0.932	0.931	0.930	0.927	0.924	0.920	0.915
	真南から東西へ10° 未満	0.948	0.950	0.949	0.948	0.945	0.942	0.938	0.933
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.947	0.949	0.949	0.947	0.944	0.941	0.937	0.932
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.930	0.931	0.931	0.929	0.927	0.923	0.919	0.915
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.904	0.905	0.905	0.903	0.901	0.897	0.894	0.889
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.883	0.885	0.884	0.883	0.880	0.877	0.873	0.869
4	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.916	0.917	0.917	0.916	0.913	0.910	0.906	0.902
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.951	0.952	0.952	0.950	0.947	0.944	0.940	0.936
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.994	0.996	0.996	0.994	0.991	0.987	0.983	0.979
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.032	1.034	1.033	1.031	1.028	1.025	1.020	1.016
	真南から東西へ10° 未満	1.053	1.055	1.054	1.053	1.050	1.046	1.041	1.036
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.053	1.055	1.055	1.053	1.050	1.046	1.041	1.037
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.034	1.035	1.035	1.033	1.030	1.026	1.022	1.017
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.000	1.002	1.002	1.000	0.997	0.993	0.989	0.985
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.966	0.968	0.967	0.966	0.963	0.959	0.955	0.951
5	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.885	0.886	0.886	0.884	0.882	0.878	0.875	0.871
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.939	0.941	0.941	0.939	0.936	0.933	0.929	0.925
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.994	0.996	0.995	0.994	0.991	0.987	0.983	0.978
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.037	1.039	1.038	1.037	1.034	1.030	1.025	1.021
	真南から東西へ10° 未満	1.062	1.063	1.063	1.061	1.058	1.054	1.050	1.045
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.065	1.067	1.066	1.064	1.061	1.057	1.053	1.048
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.048	1.050	1.050	1.048	1.045	1.041	1.037	1.032
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.018	1.020	1.019	1.018	1.015	1.011	1.007	1.002
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.984	0.985	0.985	0.983	0.980	0.977	0.973	0.968
6	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.068	1.069	1.069	1.067	1.064	1.060	1.056	1.051
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.108	1.110	1.109	1.108	1.104	1.100	1.096	1.091
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.159	1.161	1.161	1.159	1.155	1.151	1.146	1.141
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.203	1.205	1.205	1.203	1.199	1.195	1.190	1.184
	真南から東西へ10° 未満	1.228	1.230	1.229	1.227	1.224	1.219	1.214	1.208
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.229	1.231	1.230	1.228	1.225	1.220	1.215	1.209
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.208	1.210	1.210	1.207	1.204	1.199	1.194	1.189
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.174	1.176	1.176	1.174	1.171	1.166	1.161	1.156
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.144	1.146	1.146	1.144	1.140	1.136	1.131	1.126
7	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.093	1.094	1.094	1.092	1.089	1.085	1.080	1.075
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.134	1.136	1.136	1.134	1.130	1.126	1.121	1.116
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.187	1.188	1.188	1.186	1.183	1.178	1.173	1.168
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.231	1.233	1.233	1.231	1.227	1.223	1.218	1.212
	真南から東西へ10° 未満	1.257	1.259	1.258	1.256	1.253	1.248	1.243	1.237
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.258	1.260	1.259	1.257	1.253	1.249	1.244	1.238
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.236	1.238	1.238	1.236	1.232	1.228	1.223	1.217
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.202	1.204	1.204	1.202	1.198	1.194	1.189	1.183
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.171	1.173	1.173	1.171	1.167	1.163	1.158	1.153

■【別表２－１－ｅ】換気エネルギーの削減効果

※空気集熱の稼働・停止に連動して24時間換気が
停止・稼働する工夫を行う場合、換気設備一次エネルギー消費削減率は以下とします。

地域	1	2	3	4	5	6	7
換気エネルギー削減率	**0.24**	**0.24**	**0.26**	**0.30**	**0.31**	**0.33**	**0.33**

8. エネルギー計算算定要領

・エネルギー計算算定要領

・外皮計算を外皮平均熱還流率（UA値）で計算し
住宅事業建築主の判断基準の算定用WEBプログラムを用いてエネルギー計算する方法

【エネルギー計算算定要領（１／３）】

参考例

H25年基準

事業主基準

再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Dの算定）［該当者のみ］

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要および断熱区分別の早見表から集熱部の方位角・傾斜角に応じた値を求め、空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費削減量を求める。

手法1　：　太陽熱を暖房のみに利用
手法2　：　太陽熱を暖房と給湯に利用
手法3　：　システム駆動専用の太陽光発電の採用
手法4　：　24時間換気との連動

・手法1、手法2を採用する場合、(EHr)は暖房方式に応じて「部分間欠暖房(別表2-1-a)」のいずれかから求めてください。
・手法2を採用する場合は、(EHWr)を(別表2-1-c)から求めてください。
・手法3を採用する場合は、(EHsystem)および(EHWsystem)は0としてください。
・手法4を採用する場合は、(RV)を(別表2-1-e)から求めてください。

（参考）

■集熱部面積（A）の算出
透過体を持つ集熱部（Ag）＋（透過体のない集熱部（As）÷２）

(Ag) 12.0 ＋ ((As) 0 ÷ 2) ＝ (A) 12.0 ㎡
（小数点2位以下切り捨て）

■空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量の算出
（集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量（EHr）×集熱部面積（A）－
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量（EHsystem））＋
（集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量（EHWr）×集熱部面積（A）－
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量（EHWsystem））＋
（換気設備一次エネルギー消費量（EV）×換気設備一次エネルギー消費削減率（RV））

((EHr) 0.201 × (A) 12.0 － (EHsystem) 1.652) ＋
((EHWr) 0.316 × (A) 12.0 － (EHWsystem) 1.062) ＋
(EV) 8.2 × (RV) 0 ＝ (SD) 3.4 GJ/戸・年
（小数点2位以下切り捨て）

算定要領

H25年基準

事業主基準

再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Dの算定）［該当者のみ］

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要および断熱区分別の早見表から集熱部の方位角・傾斜角に応じた値を求め、空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費削減量を求める。

手法1　：　太陽熱を暖房のみに利用
手法2　：　太陽熱を暖房と給湯に利用
手法3　：　システム駆動専用の太陽光発電の採用
手法4　：　24時間換気との連動

・手法1、手法2を採用する場合、(EHr)は暖房方式に応じて「部分間欠暖房(別表2-1-a)」のいずれかから求めてください。
・手法2を採用する場合は、(EHWr)を(別表2-1-c)から求めてください。
・手法3を採用する場合は、(EHsystem)および(EHWsystem)は0としてください。
・[illegible]ください。

手法1または手法2の場合
別表2-1-a　集熱部の単位面積あたりの
暖房設備一次エネルギー消費削減量から読み取る

部（As）÷２）

(Ag) 12.0 ＋ （ (As) 0 ÷ 2 ） ＝ (A) 12.0 ㎡
（小数点2位以下切り捨て）

■空気集熱式太[illegible]
（集熱部単[illegible]部
空気搬[illegible]
（集熱部単[illegible]熱部面積（A）－
給湯用[illegible]
（換気設備[illegible]（RV））

別表2-1-b　空気搬送に要するシステムの
一次エネルギーの消費量から読み取る
手法3を採用しない場合は0とする

手法2の場合
別表2-1-c　集熱部の単位面積あたりの
給湯設備一次エネルギー消費削減量から読み取る
手法2を採用しない場合は0とする

((EHr) 0.201 × (A) 12.0 － (EHsystem) 1.652)

((EHWr) 0.316 × (A) 12.0 － (EHWsystem) 1.062)

別表2-1-d　給湯用採熱に要するシステム
の一次エネルギー消費量から読み取る
手法3を採用しない場合は0とする

(EV) 8.2 × (RV) 0 ＝ (SD) 3.4 GJ/戸・年
（小数点2位以下切り捨て）

計算結果の換気設備一次エネルギー消費量

手法4の場合
別表2-1-e　換気エネルギーの削減効果
から読み取る

【エネルギー計算算定要領（２／３）】

参考例

事業主基準

［事業主基準］ 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Bの算定）［該当者のみ］

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様で太陽熱温水器を設置ありとして算定ツールで計算すること。

（参考）

■太陽熱温水器「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果：給湯設備一次エネルギー消費量（EHWS）

■太陽熱温水器による一次エネルギー消費削減量の算出

太陽熱温水器を設置しない場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量(EHW)

－太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量(EHWS)

(EHW) 15.7 － (EHWS) 12.7 ＝ (SB) 3.0 GJ/戸・年

■コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Cの算定）［該当者のみ］

住宅事業建築主の判断の基準におけるコージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除く評価となっている。また、太陽光発電設備と併用する場合はコージェネレーションシステムの発電量に応じて太陽光発電システムの売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価される。

本事業では、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価することとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正し、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量を求める。

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様でコージェネレーションシステムを設置ありとして算定ツールで計算すること。

（参考）

■コージェネレーションシステム「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果

・コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量（Ecgs）

・標準一次エネルギー消費量（Est）※

※ 手順1-①で算出済み。ただし、コージェネレーションシステムありとした場合の計算結果における「基準一次エネルギー消費量」÷0．9の値と一致することを確認すること。

■補正後コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量（Ecgs’）の算出

標準一次エネルギー消費量(Est)－｛（標準一次エネルギー消費量(Est)－コージェネレーションシステムを設置した場合の一次エネルギー消費量(Ecgs)）÷按分比率｝

(Est) 68.7 －｛((Est) 68.7 － (Ecgs) 41.5)

÷ (按分比率％) 65.1 ｝ ＝ (Ecgs’) 26.9 GJ/戸・年

(小数点2位以下切り捨て)

■コージェネレーションシステムによる一次エネルギー消費削減量の算出

一次エネルギー消費量（Etotal）－補正後コージェネレーションありの一次エネルギー消費量（Ecgs’）

(Etotal) 40.9 － (Ecgs’) 26.9 ＝ (SC) 14.0 GJ/戸・年

※一次エネルギー消費量(Etotal)は手順①の計算結果

※本評価では、コージェネレーションシステムと太陽熱温水器、コージェネレーションシステムと空気集熱式太陽熱利用システム(暖房・給湯利用)の併用はできないものとする。(いずれかのシステムにて評価する)

※コージェネレーションシステムと、算定ツールの最小Q値未満の断熱性能を提案する場合、空気集熱式太陽熱利用システム(暖房)を併用する場合は、コージェネレーションシステムなしの場合に対して、それぞれの省エネ量を別途計算する。

算定要領

［事業主基準］ 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Bの算定）［該当者のみ］

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様で太陽熱温水器を設置ありとして算定ツールで計算すること。

■太陽熱温水器「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果：給湯設備一次エネルギー消費量（EHWS）

給湯設備一次エネルギー計算結果

太陽熱温水器設置ありで計算した結果（給湯）

－太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量（EHWS）

(EHW)	15.7	－	(EHWS)	12.7	＝	(SB)	3.0	GJ/戸・年

■コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Cの算定）［該当者のみ］

住宅事業建築主の判断の基準におけるコージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除く評価となっている。また、太陽光発電設備と併用する場合はコージェネレーションシステムの発電量に応じて太陽光発電システムの売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価される。

本事業では、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価することとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正し、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量を求める。

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様でコージェネレーションシステムを設置ありとして算定ツールで計算すること。

■コージェネレーションシステム「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果

・コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量（Ecgs）

・標準一次エネルギー消費量（Est）※

※ 手順1-①で算出済み。ただし、コージェネレーションシステムありとした場合の計算結果における「基準一次エネルギー消費量」÷0．9の値と一致するこ

後述の手順①の結果

コージェネレーションシステムありとして計算した結果（一次エネルギー消費量）

ネレーションシステムありの一次エネル

エネルギー消費量(Est)－｛（標準一次エネ

を設置した場合の一次エネルギー消費量(Ecgs)）÷按分比率｝

(Est)	68.7	－	｛(	(Est)	68.7	－	(Ecgs)	41.5	)
		÷	(按分比率 %)	65.1	｝	＝	(Ecgs')	26.9	GJ/戸・年

(小数点2位以下切り捨て)

別表1 地域区分・暖冷房方式別の按分比率から読み取る

■コージェネレーシ の算出

一次エネルギー消 ンありの一次エネルギー消費量（Ecgs'）

(Etotal)	40.9	－	(Ecgs')	26.9	＝	(SC)	14.0	GJ/戸・年

※一次

必ず、後述の手順①の結果を使用して下さい

※本評 器、コージェネレーションシステムと空気集熱式太陽熱利用システ いずれかのシステムにて評価する）

※コー 満の断熱性能を提案する場合、空気集熱式太陽熱利用システム（暖房）を併用する場合は、コージェネレーションシステムなしの場合に対して、それぞれの省エネ量を別途計算する。

参考例

【エネルギー計算算定要領（３／３）】

事業主基準

［事業主基準］ 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量（C）を算出

■熱損失係数（Q値）早見表

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
断熱区分（ウ） ※1	1.6		1.9	2.4	2.7			3.7
断熱区分（オ） ※2	1.4			1.9				3.7

※1 次世代省エネルギー基準（平成11年度基準）
※2 事業主基準の断熱仕様の要件（新築・既築とも同じ基準）

標準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算出（面積補正前）

手順① Q値が［断熱区分（オ）］に示す値の場合（省エネ量Aの算定）

※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。
※ Q値は、熱損失係数（Q値）早見表参照。

手順② Q値が［断熱区分（オ）］に示す値より小さい場合（省エネ量Aの算定）暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の補正方法

※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。

［断熱区分（オ）］と［断熱区分（ウ）］で、エネルギー消費量を計算し、補正を行う。

■熱損失係数（Q値）早見表の［断熱区分（オ）］ ：Ｑ１
■［断熱区分（オ）］で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 ：Ｈ１
■［断熱区分（オ）］で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 ：Ｃ１

■熱損失係数（Q値）早見表の［断熱区分（ウ）］ ：Ｑ２
■［断熱区分（ウ）］で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 ：Ｈ２
■［断熱区分（ウ）］で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 ：Ｃ２

■ 外皮計算を外皮平均熱貫流率（UA値）で計算し 住宅事業建築主の判断基準の算定用WEBプログラムを用いてエネルギー計算する方法

住宅事業建築主の判断基準の算定用プログラムでは、断熱タブに省エネ基準改正後の外皮性能指標である外皮平均熱貫流率（ＵＡ値）を直接入力することはできません。

一般社団法人　建築環境・省エネルギー機構（IBEC）が公表するUA値読替表を活用することで、地域区分ごとの断熱性能区分を確認し、算定用WEBプログラムの断熱タブ「入力方法の選択」にて、断熱性能の区分を選択して計算することができます。

手順①　＜２５年基準＞　外皮性能の算出を行う　（Ｐ２４参照）

Ｈ２５年基準の外皮計算方法を参考に、ＵＡ値を算出して下さい。

手順②　　ＩＢＥＣの換算表を活用して断熱区分を定める

手順①で算出したＵＡ値をもとに、ＩＢＥＣが公開する換算表を使い、
（http://ees.ibec.or.jp/faq/cat45.php　質問０５－０８）断熱区分を定めて下さい。

Q 質問 05-08　平成25年の省エネ基準の改正に伴い、外皮の性能基準は、外皮平均熱貫流率（UA値）で計算することになりました。計算したUA値を用いて、断熱タブの入力をすることはできますか。【H26.05.15掲載】

A 回答 05-08　住宅事業建築主の判断基準の算定用プログラムでは、断熱タブに省エネ基準改正後の外皮性能指標である「外皮平均熱貫流率（UA値）」を直接入力することはできません。以下の読み替え表により、地域区分ごとの断熱性能区分を確認し、算定用プログラムの断熱タブ「入力方法の選択」にて、断熱性能の区分を選択して計算してください。

表．外皮平均熱貫流率（UA値）による断熱性能の区分表

断熱性能の区分	－	（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）
断熱等性能等級	等級２	等級３	－	等級４	－	－
地域区分						
1地域	0.54を超え0.72以下	0.46を超え0.54以下	－	0.38を超え0.46以下	－	0.38以下
2地域	0.54を超え0.72以下	0.46を超え0.54以下	－	0.38を超え0.46以下	－	0.38以下
3地域	1.04を超え1.21以下	0.77を超え1.04以下	0.56を超え0.77以下	0.46を超え0.56以下	0.38を超え0.46以下	0.38以下
4地域	1.25を超え1.47以下	0.89を超え1.25以下	0.75を超え0.89以下	0.66を超え0.75以下	0.58を超え0.66以下	0.58以下
5地域	1.54を超え1.67以下	1.12を超え1.54以下	0.87を超え1.12以下	0.66を超え0.87以下	0.58を超え0.66以下	0.58以下
6地域	1.54を超え1.67以下	1.12を超え1.54以下	0.87を超え1.12以下	0.66を超え0.87以下	0.58を超え0.66以下	0.58以下
7地域	1.81を超え2.35以下	1.12を超え1.81以下	0.87を超え1.12以下	0.66を超え0.87以下	0.58を超え0.66以下	0.58以下
8地域	－	－	－	－	－	－

３地域で０．３８を超え０．４以下、
４～７地域でＵＡ値が０．５８を超え０．６以下の場合

⇒断熱区分（エ）として、算定用ＷＥＢプログラムに入力して下さい。（Ｐ３５～３７参照）

１，２，３地域でＵＡ値が０．３８以下、
４～８地域でＵＡ値が０．５８以下の場合

⇒断熱区分（オ）として、算定用ＷＥＢプログラムに入力して下さい。（Ｐ３５～３７参照）

手順③　　算定用プログラムを用いてエネルギー計算を行う

Ｐ３５～３７を参照しながら、エネルギー計算を行って下さい。
（算定用プログラムの断熱設定画面で断熱性能の区分を選択して、入力して下さい）

【注意】
・断熱区分（エ）として、構造種別の入力を鉄骨や鉄筋コンクリートなど木造以外とするとエラーが発生する場合があります。その場合は、構造種別を木造として入力して計算を続けて下さい。（計算結果に影響はありません）